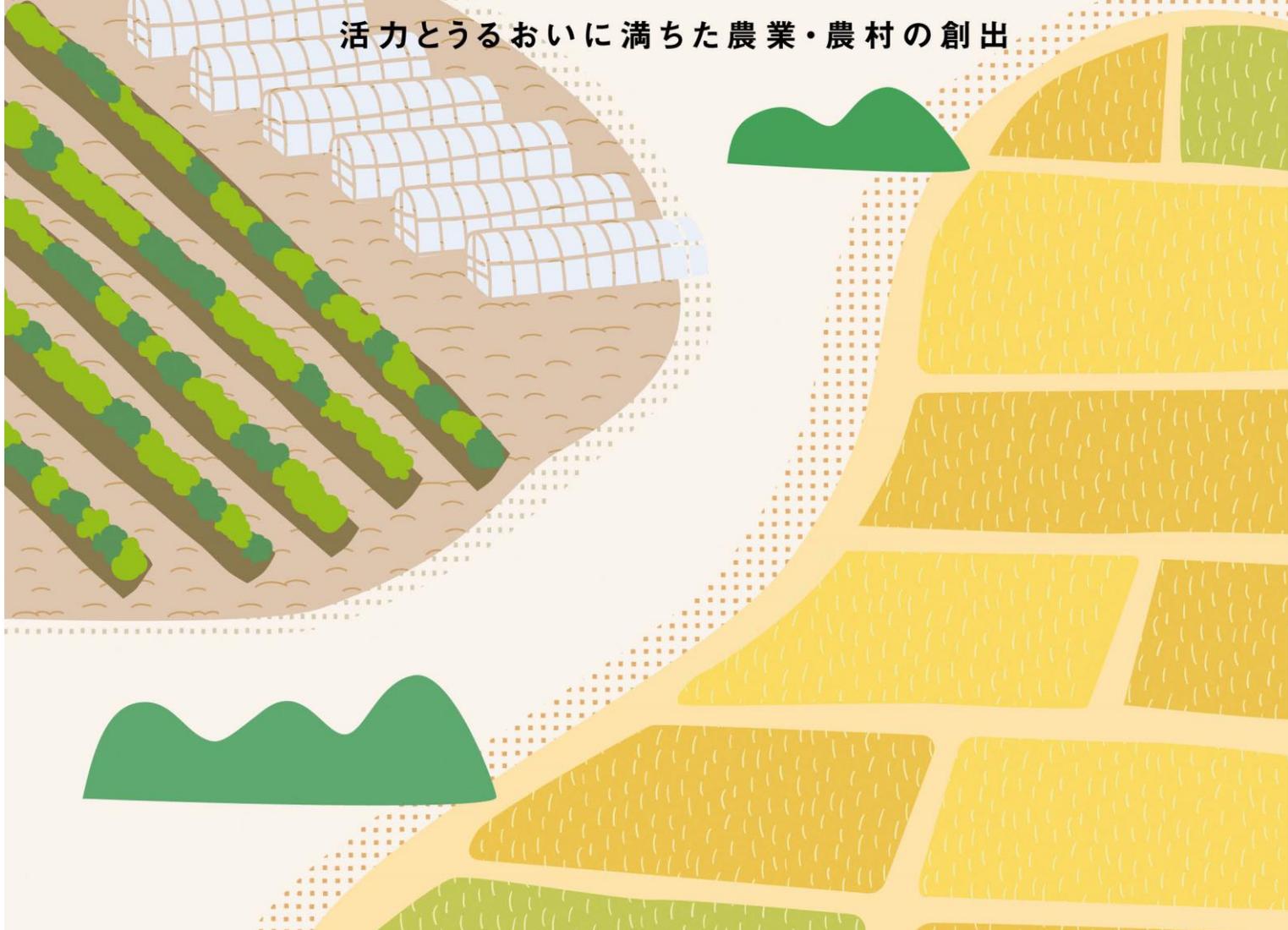




食と農の未来を拓く

第8次厚真町農業振興計画

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出



発刊にあたって

厚真町の自然が織りなす四季、母なる厚真川の流れ、豊かな大地でつくられる農産物の数々は、私たち厚真町民にやすらぎと豊かさを実感させてくれます。

本町は、開拓以来、先人たちが築き上げ守ってきた田園の恵みを受けながら、農業を基幹産業とするまちづくりを進めてきました。

昭和45年から半世紀近くにわたり続いてきた米の減反政策は廃止となり、平成30年産からは、需要に応じた生産へと転換されました。国際情勢では、TPP11や日米貿易協定をはじめとした経済連携協定が相次ぎ発効し、自由貿易圏の拡大により農業経営環境はより厳しさを増していくことが懸念されます。様々な農業政策の変遷を経ながら、本町では水田農業を基軸とした農業振興に取り組んできたなか、「平成30年北海道胆振東部地震」が発生し、農業者を含む多数の犠牲者を伴いながら、農地・農業用施設をはじめとする農業生産基盤に甚大な被害を受けました。被災後に迎えた春から営農が再開・継続され、生産基盤の復旧も着実に進み、復興へと向かうさなか、令和2年早春からは新型コロナウイルス感染症が拡大し、厚真町民の暮らしに不安と困難を与えています。

この第8次農業振興計画は、続いた災禍のなか、令和3年に策定された「第4次厚真町総合計画改訂版」における目標を基本とし、国が進める農業構造改革を見据えながら本町農業の目指す方向を明らかにし、農業・農村づくりに向けた「人」「食」「システム」「地域」の4つの基本的な事項について、農業者と農業関係機関の共通指針として策定いたしました。

今後、この計画が示す将来像の実現に向け、農業関係機関を挙げて全力を尽くしてまいります。本町農業が一層の輝きを増し、次代を担う子供たちがその恵みを受け継いでいくためには、生産者・消費者の如何を問わず、町民の皆さん一人ひとりが、それぞれの立場から本町農業のあり方を見つめ、主体的な取組みを進めていくことが重要でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、生産者意向調査等を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました生産者の皆様をはじめ、農業振興計画策定委員会、農業関係機関各位に対し、心より深く感謝申し上げます。

令和4年4月

厚真町農業振興協議会

会長（厚真町長） 宮坂 尚市朗



目 次

発刊にあたって

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 これまでの取組み	1
3 計画の性格	3
4 計画期間	4

第1章 厚真町農業の現状

I 我が国の農業・農村を取り巻く情勢

1 国際情勢	5
2 国内農業施策	6

II 本町農業の概況

1 農業構造の動向	12
2 農業生産の動向	16

第2章 生産者意向調査等による厚真町農業の主な課題

1 “人”に関する課題	19
① 多様な担い手の育成・確保	20
② 農業リーダーの育成・確保	20
③ 女性や高齢者の知識・技能を生かした地域活動	21
2 “食”に関する課題	22
① 農産物の高品質化	22
② 経営の多角化の促進等	23
3 “システム”に関する課題	24
① 土づくりの推進	26
② 労働力確保対策	26
③ 農業生産基盤整備の推進	26

④ 酪農・畜産経営の安定化	26
⑤ 酪農・畜産ヘルパーの育成・確保	27
⑥ 農地の確保と流動化	27
⑦ 鳥獣被害対策	29
⑧ スマート農業技術の導入と可能性	31
4 “地域”に関する課題	32
①「農」とふれあう機会の創出	33
②地域の環境にあった農業・農村づくり	33

第3章 今後の農業振興方策

I 基本方針	35
II 主な取組内容	37
1 いきいきとした“人づくり”の推進	39
①農業後継者や新規参入者の受入体制強化	39
②厚真町担い手育成夢基金の活用	40
③指導農業士・農業士の育成／支援	41
④女性の参画と能力発揮	42
⑤高齢者による経験知識の継承等	42
2 安全・安心な“食づくり”の推進	43
①米の高品質化と省力・低コスト生産	43
②土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立	46
③クリーン農業とそ菜園芸作物のブランド化の推進	52
④自給飼料の確保・品質向上と優良畜種育成に向けた酪農・畜産振興	60
⑤特産果実のブランド化	64
⑥6次産業化の推進	65
3 生産を強化する“システムづくり”の推進	66
①土づくりに向けた施策	66
②雇用労働力確保対策	67
③経営の法人化と発展	68
④農業生産基盤整備の推進	69
⑤畜産クラスターの推進	72
⑥飼料基盤の充実と良質な粗飼料及び国産濃厚飼料の確保	73
⑦農地の確保と流動化	74
⑧有害鳥獣被害防止対策の研究／強化	75
⑨スマート農業の普及推進	76

4 農業を通じた豊かな“地域づくり”の推進	77
①都市と農村の交流の推進	77
②空き家の利活用	78
③多面的機能の発揮	79
④重点普及課題の推進	80
⑤営農区の推進と農事組合活動	81

第4章 5年後の厚真町農業の見通し

1 農業構造の見通し	83
①農家戸数	83
②認定農業者数	83
③経営規模別農家戸数	84
④農地面積	85
2 農業粗生産額の見通し	86
3 農業所得の目標	87
付 記	89
第8次厚真町農業振興計画策定答申書	
第8次厚真町農業振興計画の策定経過	
第8次厚真町農業振興計画の策定に係るローカル5Gを含めた スマート農業技術の調査報告書	
厚真町農業振興協議会構成	
厚真町農業振興計画策定委員会構成	
厚真町農業振興協議会規程	
厚真町農業振興計画策定委員会規程	

はじめに

1 計画策定の趣旨

厚真町では、将来にわたって活力と潤いに満ちた魅力ある農業・農村づくりを目指し、厚真町総合計画における農業振興方針を基に、平成28年3月に第7次厚真町農業振興計画を策定し、各種農業振興施策に取り組んできました。

しかし、近年では経営者の高齢化と後継者不足による農家戸数の減少が続くなか、経営規模の拡大や生産性の向上が図られているものの、農畜産物価格の下落による農業所得の減少など多くの課題に直面しています。特に、農家戸数の減少は相互扶助が根付いている地域において集落機能の低下をもたらすことにつながり、良質な食料の安定供給と豊かな自然環境保全などを持続するためにも重要な課題となっています。

また、国際情勢は、TPP11をはじめとし、ここ数年で日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPAの経済連携協定が相次ぎ発効し、急速に拡大する自由貿易圏が農業経営環境と地域経済へ与える影響も懸念されています。

このようなことから、これまでの農業・農村のあり方を見つめ直し、何よりも生産者と消費者との信頼関係を第一に、農業者と農業関係機関が一体となって、「人づくり」「食づくり」「システムづくり」「地域づくり」に取り組んでいくことが重要となっています。

このため、将来にわたって活力と潤いに満ちた魅力ある本町農業の構築を目指し、農業を取り巻くグローバル化と食料安全保障、国民の食料消費傾向や担い手不足を見据えた産業政策と地域政策を両輪として、国が令和2年に決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」を踏まえつつ、令和3年6月に定められた「第4次厚真町総合計画改訂版」の農業振興方針として、第8次厚真町農業振興計画(以下「第8次振興計画」という。)を策定するものです。

2 これまでの取り組み

第7次厚真町農業振興計画は、基本的には第6次計画を継承する中で、「いきいきとした“人づくり”～地域共同体系の確立～」、「強い絆で結ばれた“食づくり”～生活の安定と安全・安心な食づくり～」、「期待に沿った“システムづくり”～生産基盤体系の確立～」、「快適で豊かな“地域づくり”～活力ある生活空間の実現～」を4つの柱として、平成28年度から令和2

年度までを計画期間とし、本町の農業振興に向けた取り組みを進めてきました。

- 「いきいきとした“人づくり”～地域共同体系の確立～」では、認定農業者や農業生産法人を中核的な担い手として位置づけるとともに、指導農業者や農業者といった地域のリーダーとなる農業者の育成・確保に取組み、人材育成と農地利用集積等により効率的で持続可能な農業経営を推進してきました。

農外からの新規参入者などの円滑な就農と定着化に向け、平成30年には、研修農場を整備するとともに、新規就農支援の総合窓口となる農業担い手育成センターを開設し、地域おこし協力隊制度を活用した新規就農の推進に取り組んできました。また、厚真町担い手育成夢基金を活用し、新規就農者と農家後継者に対する資金面での支援を継続実施し、次世代を担う意欲と能力のある人材の育成・確保に取り組んできました。

- 「強い絆で結ばれた“食づくり”～生活の安定と安全・安心な食づくり～」の実現～」では、規模拡大に伴う省力栽培技術として、水稻直播の普及を図るとともに、高密度播種短期育苗にも取り組んできました。

酪農・和牛生産への経営安定対策による生産基盤の強化、土壌診断を活用した土づくりの推進など、生産者の実情に応じながら環境にやさしい農業に取り組む、安全・安心な農畜産物供給体制の確立と“厚真産”農畜産物のイメージアップを目指したブランド化に取り組んできました。特に、ハスカップについては、ブランド化推進協議会の活動を中心に、機能性を活かした加工品の開発やフェア開催により知名度の向上が図られました。

6次産業化も進み、ハスカップと採卵鶏では、加工・直売やレストランの経営も始まりました。

- 「期待に沿った“システムづくり”～生産基盤体系の確立～」では、高齢化や農業従事者の減少に対応するため、経営や生産の支援体制の整備・強化に取り組みながら、個別の家族経営や法人経営の体質の強化・充実に取り組んできました。農業生産基盤の整備では、道営ほ場整備事業が順調に進捗する一方で、国営農業用水再編対策事業勇払東部地区による基幹用水路は完成間近で胆振東部地震により甚大な被害を受け、現在復旧工事が進められています。

省力化に寄与するスマート農業の普及推進が高まり、RTK-GNSS 基地局の整備、導入支援を行ったことにより、自動操舵技術やドローンによる省力化技術の導入が進みました。

JAの上野施設団地では、青果物集出荷予冷貯蔵施設の整備により、氷室メーカーの

貯蔵・管理、冷凍ハスカップの管理が開始され、胆振東部地震で被災した米保管倉庫の代替施設として整備された農産物集出荷貯蔵施設により、共同利用施設の効率的な利用が図られました。

- 「快適で豊かな“地域づくり”～活力ある生活空間の実現～」では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の継続実施により、美しい農村環境づくりに取り組んできました。

厚真町独自の魅力あるグリーン・ツーリズムの展開により交流人口の拡大を図っていたところで、胆振東部地震と新型コロナウイルス感染症の災禍に遭いましたが、地方や農村移住への関心が高まってきたこともあり、新規参入希望者を地域おこし協力隊として受け入れ、担い手育成センターと受入れ農家での研修を経た地域への新規就農を進めてきました。

これら第7次厚真町農業振興計画で掲げ実施してきた取り組みには、今後も着実に取り組むべきもの、また、時代の変化や国の方針に対応し、より発展的かつ重点的に取り組むべきものがありますので、第8次振興計画における新たな政策の展開とあわせて進めていきます。

3 計画の性格

この計画は、これまでの振興計画の基本的方針を継承しつつ、米の生産調整の廃止、水田活用の直接支払交付金の見直し等の農業施策の変化、国の「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づいた諸施策との整合性を図りながら、本町農業者と農業関係機関の中期的な共通指針として策定するものです。

今日の農業情勢は、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面し、食と農林漁業の再生は喫緊の課題となっています。

計画実現には様々な困難が予想されますが、今後、各方面の理解と協力により、農業者自らの創意工夫と経営努力を基礎に、計画達成に向けて、農業者と農業関係機関が一体となって取り組んでいきます。

4 計画期間

第8次振興計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第7次振興計画は令和2年度までを計画期間としていましたので、本来、第8次振興計画は令和3年度からの計画となりますが、平成30年に発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害を受け、復旧・復興へ向けての対応が急務となっていたことから、令和2年度中の計画策定を見送った経過があります。

なお、国内及び国際情勢などの社会経済情勢や技術進歩により、計画の推進に大きな影響がある場合は、情勢の変化に即した新しい施策の検討・見直しなどにより、弾力的に対応していきます。

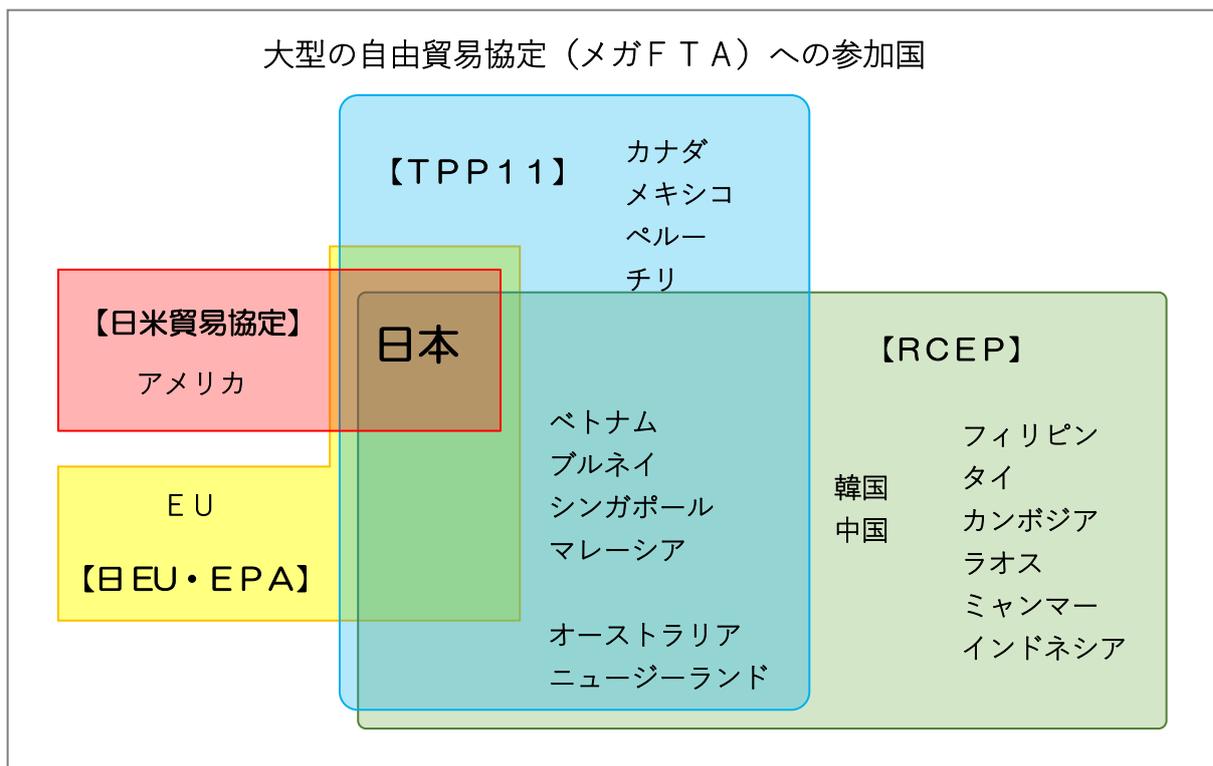
第1章 厚真町農業の現状

I 我が国の農業・農村を取り巻く情勢

1 国際情勢

近年、国際的な幅広い経済関係の強化を目指して、各国で貿易や投資の自由化・円滑化を進める協定(FTA・EPA)の締結がされています。環太平洋における、関税、サービス、投資の自由化などの幅広い分野にわたる経済連携協定であるTPP(環太平洋パートナーシップ協定)は、アメリカを含む12か国により参加交渉が進められ、日本国内で反対運動が進められるなか、安倍政権下で2015年10月に大筋合意に至りました。

2017年1月にはアメリカ合衆国ドナルド・トランプ大統領がTPP離脱宣言をしたため、11か国によりTPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)として再度の交渉が進められました。2018年3月にはTPP11協定が署名され、同年12月に発効しました。その後も2019年2月には日EU・EPA、2020年1月に日米貿易協定、2021年1月に日英EPA、2022年1月にはRCEP協定が発効しました。2018年以降に大型の自由貿易協定が相次いで発効しており、自由貿易圏の拡大という面からも、北海道を中心に日本の農業経営環境はより厳しさを増していくことが懸念されます。



2019年12月初旬、中国の武漢市から発生した新型コロナウイルス感染症は、わずか数か月ほどの間で世界的な大流行をみせました。新型コロナの拡大は疾病としての被害だけでなく、農産物貿易の自由化が進んだ現在の世界において、食料供給網がコロナ禍で寸断されたことにより、多くの国に食料不安をもたらしました。小麦の輸出国ロシアやウクライナ、米の輸出国ベトナムをはじめ、19か国が農産物の輸出を制限しました。拡大する貿易自由化により、多数の輸入依存国と少数の農産物生産国という世界的な構造が形成され、新型コロナ危機が食品価格の上昇から輸出規制を招き、日本をはじめとする食料自給率が低い輸入国は、改めて食料生産基盤の脆弱性を認識させられました。

各国でワクチン接種が進むと、コロナ下からの世界的な経済の再開により原油価格が高騰し、石油製品を含む生産資材も値上がりしました。また、世界的な穀物相場の上昇により、肥料も需要が好調なことから価格上昇がみられ、輸入飼料原料も国際相場の高騰や原油高による海上運賃の上昇の影響を受け、配合飼料価格も高止まりするなど、農業生産費の高騰の影響を受けています。

さらには、EUやNATO(北大西洋条約機構)加入をめざすウクライナに対し軍事圧力をかけてきたロシアが、2022年2月下旬に本格侵攻を始めたことにより、安全保障の危機とともに、農業に与える影響も危惧されています。ロシアは世界3位の産油国であり、ウクライナは世界の小麦輸出量の3割を占めており、今後も世界的な燃油・生産資材の高騰、穀物価格の上昇による国内農業に与える影響が懸念されます。カロリーベースで37%という食料自給率が低迷している日本においては、コロナ禍、ウクライナ侵攻の国際情勢にあって、国内農業の基盤を強固にし、食料安全保障へ向けた政策の推進が必要となっています。

2 国内農業施策

○ 米の減反政策廃止

昭和46年から平成29年まで、およそ半世紀にわたり実施された米の生産調整、いわゆる「減反政策」が、平成30年に廃止されました。

米の生産量抑制のために実施され、近年は国が生産数量の上限を決め、都道府県、市町村を通じて生産者に配分していましたが、産地の自主性を高めるため、生産数量の配分は廃止されました。

主食用米の国内需要は、食生活の変化による一人当たり消費量の減少に加え、人口の減少もあり、毎年8万トン程度のペースで減少しています。さらにはコロナ禍により主食用米の需要に占める外食・中食向けも低調であり、需要低迷の傾向は今後も続くと思われています。減反政策終了後も、国から需要に応じた生産数量の目安が示されており、国から示された北海道の「生産の目安」に基づき、北海道農業再生協議会が各市町村の目安を算定しています。

北海道においては、これまで生産者をはじめ農業団体、集荷業者、試験研究機関、普及組織、行政等が一体となって、品種開発や品質区分などによるブランド形成などに取り組むことにより、全国的にも米産地として高い評価を受けるようになりました。北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として稲作経営の安定化を図っていくことが必要となっています。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等の「米関係者」が一体となったオール北海道体制で米生産を推進していくこととし、厚真町農業再生協議会としても生産者ごとの「生産者の目安」を算定し、需要に応じた米の生産に取り組んでいます。

○ 食料・農業・農村基本計画

令和2年3月、「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、おおむね5年ごとに見直す、中長期的な農政の指針です。5回目の見直しとなった基本計画では、農業の成長産業化に向けて実施してきた農政改革をいっそう推進する方針が示されました。

新たな基本計画のポイントとして以下の5点が挙げられます。

- ① 農業の成長産業化に向けた農政改革を引き続き推進
- ② 中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤の強化を通じた農業経営の底上げ
- ③ 農林水産物・食品の輸出を令和12年までに5兆円とする目標を設定
- ④ 関係府省などと連携し、農村振興施策を総動員した「地域政策の総合化」
- ⑤ 食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成

食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針として、農業の成長産業化を促進する「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域

政策」を車の両輪として推進し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとしています。

令和12年度における食料自給率の目標が、食料安全保障上の基礎的な指標となるカロリーベースで45%、生産額ベースでは75%に設定されています。また、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を適切に反映し、国内生産の状況を評価する指標として、食料国産率の目標が新たに設定されています。

目 標	新たな輸出目標(5兆円)も踏まえ、儲かる農業に向けた食料自給率目標を設定		
	新たな食料自給率目標	(カロリーベース) (生産額ベース)	37%(2018) → 45%(2030) 66%(2018) → 75%(2030)
	食料国産率目標	(カロリーベース) (生産額ベース)	46%(2018) → 53%(2030) 69%(2018) → 79%(2030)

施 策	1 国内外の新たな需要を踏まえた生産基盤の強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 新たな輸出目標(5兆円:2030年)に向けた輸出促進 ② 肉用牛・酪農の増頭・増産、水田での高収益作物への転換 ③ スマート農業の加速化、農業のデジタルトランスフォーメーション(農業DX)、フードテックの展開 ④ CSF(豚熱)・ASF(アフリカ豚熱)等の動植物防疫措置の強化 	3 農村政策の総合的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 農泊、ジビエ、農福連携等による所得と雇用機会の確保 ② 地域コミュニティの維持・強化等による農村に人が住み続けるための条件整備 ③ 関係人口等の農村を支える新たな動きや活力の創出 ④ 関係府省が連携した総合的な農村政策
	2 人材の育成・確保と農地の集積・集約化 <ul style="list-style-type: none"> ① 人材育成・確保と経営継承、中小・家族経営など多様な経営体の生産基盤強化を通じた農業経営の底上げ ② 農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化、人・農地プランの実質化 ③ ドローン等を活用した農業支援サービスの定着 ④ 収入保険の加入促進など実効性あるセーフティネットの構築 	4 食と農に関する新たな国民運動の展開を通じた国民的合意の形成 <ul style="list-style-type: none"> ① 食育や地産地消、国産農産物の消費拡大に向けた国民運動の展開 ② 農業・農村の重要性への理解の醸成

○ みどりの食料システム戦略

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化などの政策課題に直面しており、将来にわたって食料の安定供給を図るためには、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた農林水産行政を推進していく必要があります。このような中、健康な食生活や持続的な生産・消費の活発化、環境や社会に考慮した投資市場の拡大に加え、諸外国でも環境や健康に関する戦略を策定するなどの動きが見られます。

今後、このような SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。このため、農林水産省は、令和3年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

みどりの食料システム戦略（概要）
 ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~
 Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメーカーへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
 2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
 補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスファンクショナル要件を充実。
 ※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。
 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

革新的技術・生産体系の連やかな社会実装
 革新的技術・生産体系を順次開発
 開発されつつある技術の社会実装

取組・技術

2020年 2030年 2040年 2050年

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

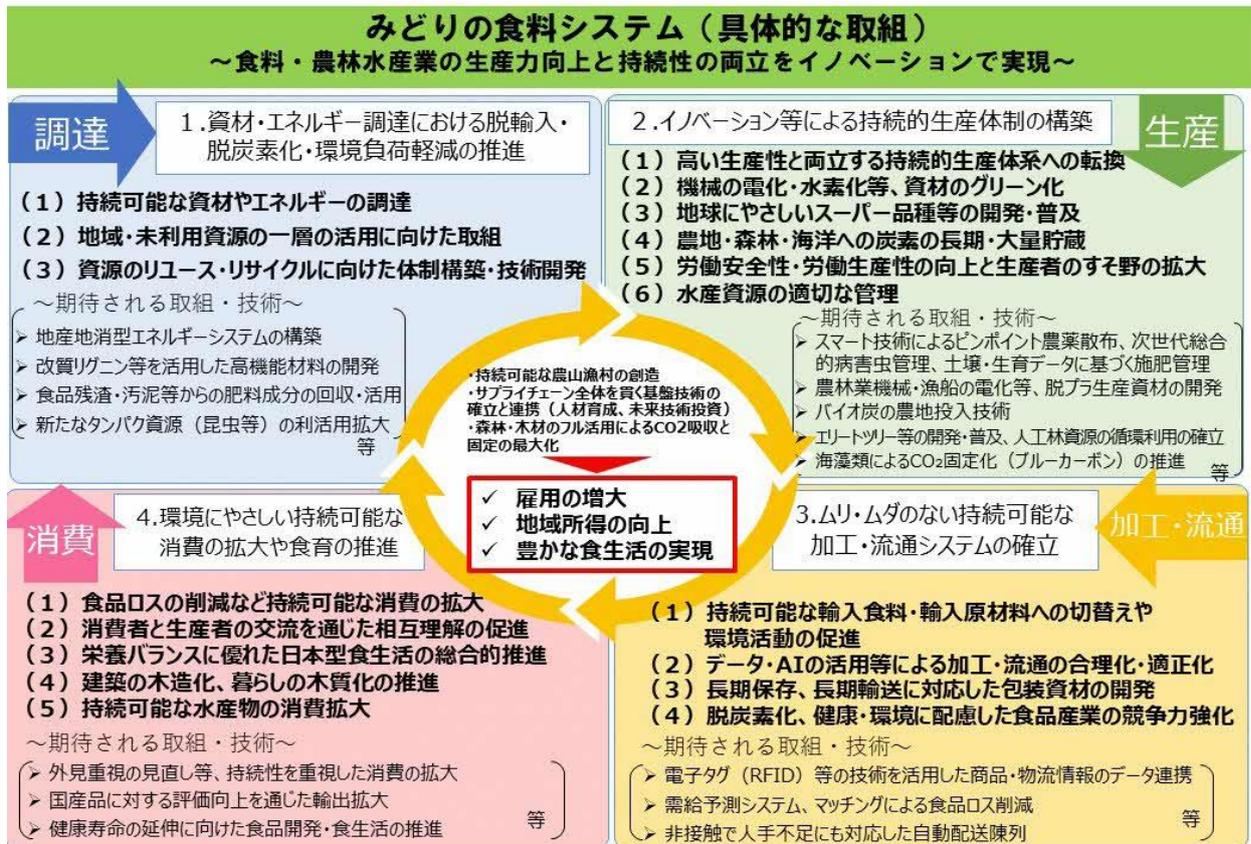
社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーカーに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）



○ 水田活用の直接支払交付金の見直し

農林水産省は、令和4年度予算において、主食用米の中長期的な消費減少を踏まえ、米の需給安定を図るため「水田活用の直接支払交付金」による転作支援を措置することとしました。一方で、令和3年12月には「水田活用の直接支払交付金の見直し方針」を決定し、輸出用米や高収益作物への作付転換を進めるべく、産地交付金による飼料用米等への転作支援の加算措置を原則廃止するとともに、今後5年間に一度も米の作付けを行わない農地を交付対象外とする等の見直しを発表しました。

主な見直し内容は、次の4点に整理されます。

- ① 今後5年間(令和4～8年)で一度も水張り(水稻作付)が行われない農地は、交付対象水田から除外する。
- ② 多年生牧草については、種まきから収穫まで行う年は現行通り10a当たり35,000円。収穫のみを行う年は同10,000円に減額。

- ③ 作付転換を進めるため、水田を畑地化する場合に一度限りの支援を行う
(高収益作物畑地化支援 高収益作物(野菜等)175,000円/10a、その他 105,000円/10a)
- ④ 飼料用米などの複数年契約は、令和4年産から加算措置の対象外。令和2、3年産の契約分は10a 当たり6,000円加算に半減。

農林水産省は、交付対象水田の扱いについて、畑作物の生産が固定化している農地は畑地化を促す一方、水田機能を有しつつ、麦・大豆等の転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物とのブロックローテーションの再構築を促すこととしています。

見直しの内容は、半世紀にわたる米政策のなかで北部地区の水稻、南部地区の転作という分業が進んだ厚真町の農業の生産構造を揺るがしかねないものであり、町内約400haの転作牧草に対する交付金の単価引き下げが与える影響も大きく、農業者に大きな不安と混乱を与えていますが、農林水産省は強固に見直しを行う姿勢を示しています。

国に対しては、北海道の問題、また地域の課題として、生産現場の実情を伝えながら慎重な対応を求めるとともに、地域においては、令和4年度以降、ブロックローテーションの構築を含め今後の産地形成の方向性について考えていかなければなりません。

II 本町農業の概況

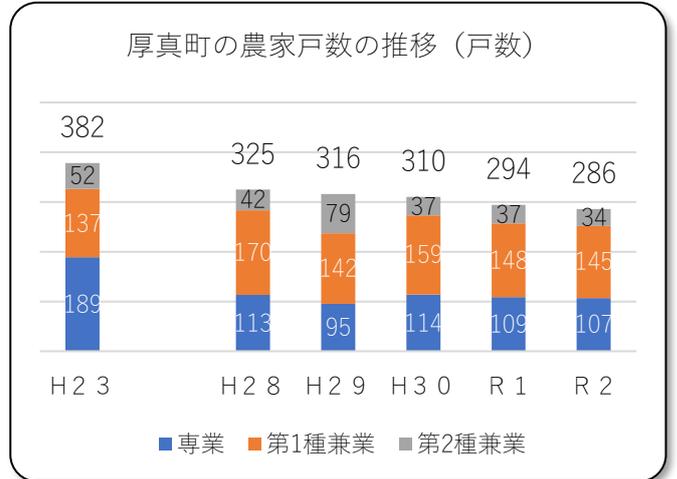
1 農業構造の動向

■農家戸数

厚真町の農家戸数は、この 10 年間(平成 23～令和 2 年)では 96 戸減少、最近の 3 年間(平成 30～令和 2 年)では、24 戸の農家が減少しており、令和 2 年には 286 戸となっています。

この 10 年間の本町の農家減少率は約 25%と大きなものとなっています。

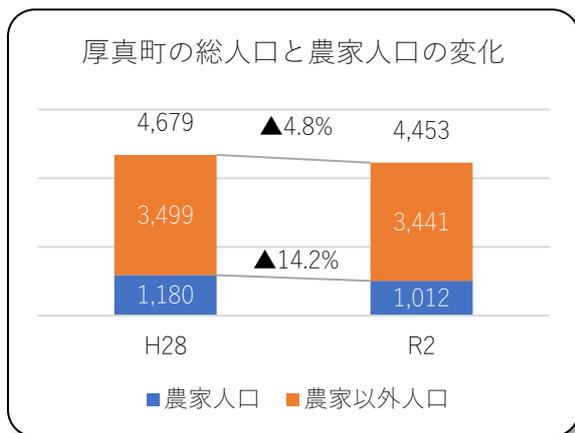
また、今後においても農業経営者の高齢化や後継者不足等から一層の農家戸数の減少が予測されています。



(資料:農業センサス・町農業経営実態調査)

■農家人口・基幹的農業従事者

農家戸数の減少とともに農家人口も減少を続け、その減少率は厚真町総人口の減少率の約 3.0 倍となっており、高齢化による離農などが進むとともに、本町農業の構造が変化しているといえます。



農業経営者の平均年齢(地域別)

また、150 日以上農業に従事する基幹的農業従事者数も減少を続け、平成 28 年に 533 人いた従事者数は、令和 2 年には 515 人と微減し、実態調査では 1 戸当たり従事者数は 1.8 人で夫婦による家族経営が主体となっており、農業後継者が極めて少ない状況にあります。

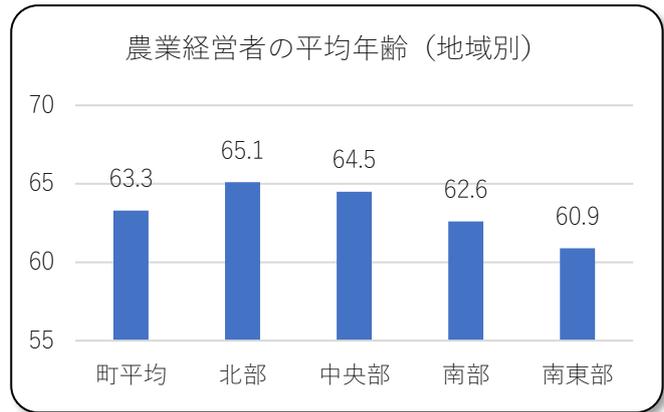
* 農家人口／従業者数

農家人口は、農業を主体とする世帯の構成員数。従業者数は農家人口のうち、150 日以上農業に従事する人数。

■農業経営者の年齢と経営移譲

厚真町の農業経営者平均年齢は 63.3 歳で、南部・南東部地域が町平均より低く、北部・中央部地域が高い状況となっています。

平成 25 年時点の町平均 64.6 歳から見ると 1.3 歳の低下となっており、農家戸数の減少や経営移譲などにより、緩やかに世代交代が進んでいる状況となっています。



（資料：町農業経営実態調査 令和 2 年度）

※地域区分

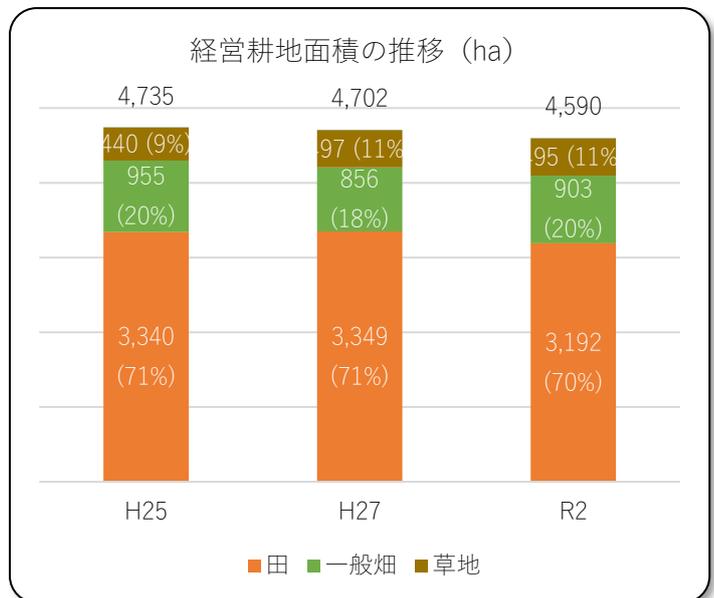
- (1) 北部地域：幌内、富里、高丘、吉野、東和
- (2) 中央部地域：桜丘、朝日、本郷、幌里、幌里開拓、厚真、宇隆、新町、美里
- (3) 南部地域：上野、豊川、共栄、富野、上厚真、共和、厚和、浜厚真
- (4) 南東部地域：豊沢、軽舞、豊丘、鯉沼、鹿沼（上鹿沼、下鹿沼、白鷺）

■基盤整備と経営耕地面積

厚真町では、厚幌ダム建設に並行して実施されている厚真川河川改修用地等の買収や大規模基盤整備事業等から水田面積が漸減してきました。

平成 30 年に厚幌ダム本体工事が完了しましたが、間もなく発生した「平成 30 年北海道胆振東部地震」がもたらした土砂被害の復旧工事に伴う用地買収などにより、作付されている町内の経営耕地面積が減少することとなりました。

令和 2 年度の水稲作付面積（主食用米＋非主食用米）は約 1,470ha で、水田耕地面積の約 45% となり、52% は転作による畑作物の作付、3% で災害復旧工事が進められています。



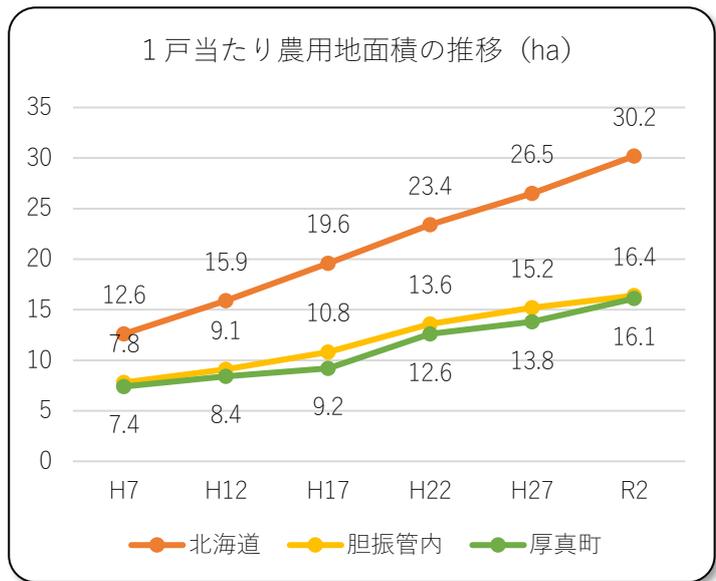
（資料：町農業経営実態調査）

* 非主食用米

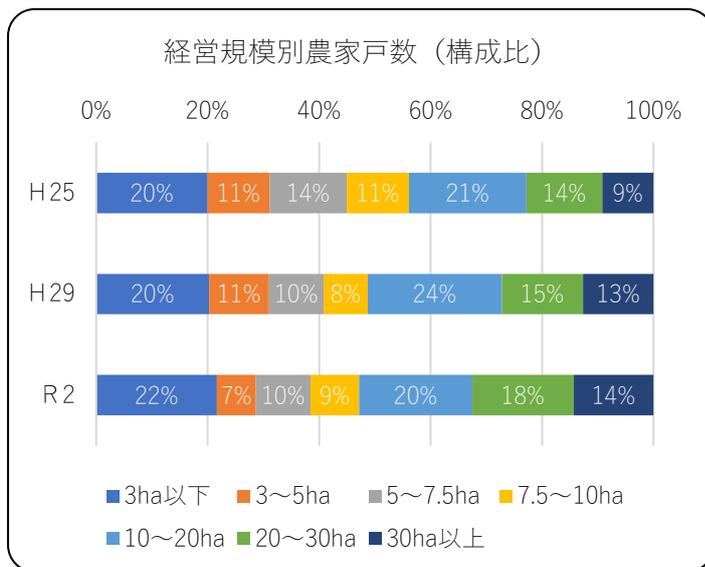
「米の作付を減らす」と考えるのではなく、水田の水張り面積を維持・拡大し、生産数量目標の外数である備蓄米や加工用米等を作付ける取組。

■経営規模推移

農家戸数の減少により、本町の1戸当たり農地面積は増加しており、令和2年で16haとなっています。胆振管内平均並みに増加してきていますが、全道と比較してみますと依然として規模は小さい状況です。



■経営規模別農家数



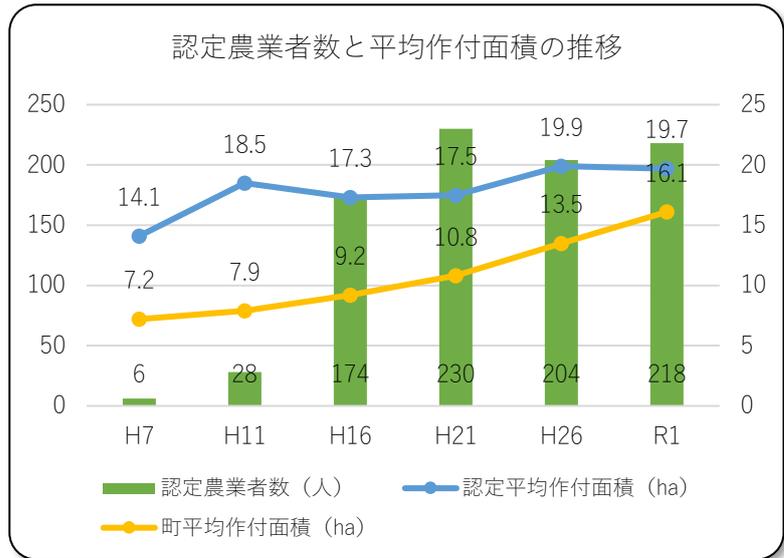
経営耕地規模別の農家数は、賃貸借や売買などによって農地の流動化が進み、20ha以上の農家が増加しています。特に、後継者への経営移譲を円滑に進めている大規模な経営体がさらに規模拡大を進めている状況となっています。

平成25年では20%強、平成29年では28%と20ha以上の経営規模農家が徐々に増加し、現在では全体の32%に達しています。

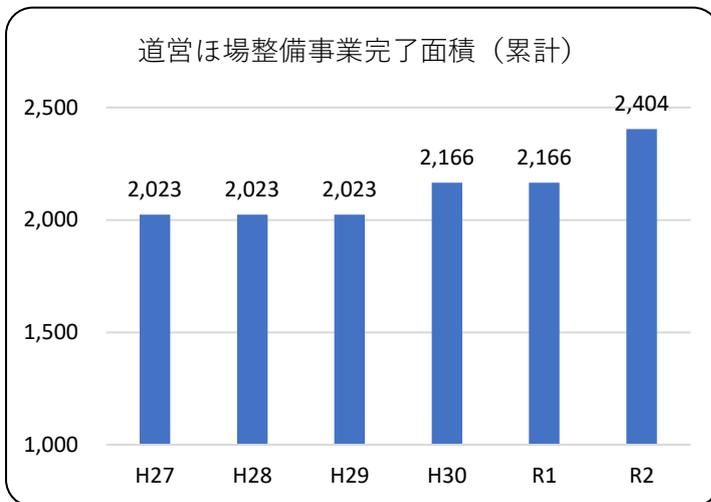
■認定農業者

認定農業者制度は、平成 5 年の農業経営基盤強化促進法の改正以来、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目的に、我が国の中心的な担い手育成政策として取り組まれてきました。

厚真町では、平成 16 年度からの産地づくり対策、平成 27 年度からの米の直接支払交付金など、認定農業者に対する施策の重点化により、200 経営体を超えましたが、現在は、高齢化による規模縮小や離農等による農家戸数減少等により認定農業者数は下降傾向となっています。



■土地基盤整備



基盤整備事業により、ほ場の拡大・暗渠排水・用排水路及び農道などを一体的に整備し、分散している農地の集約を図り、担い手農家への流動化を促進させる取り組みを進めています。

北海道が事業主体となり進めている基盤整備事業は、予定地区も含めて全体で 26 地区、3,208ha の整備を予定しており、このうち令

和 2 年度末で 16 地区の約 2,404ha、全体計画の約 75%が完了しています。

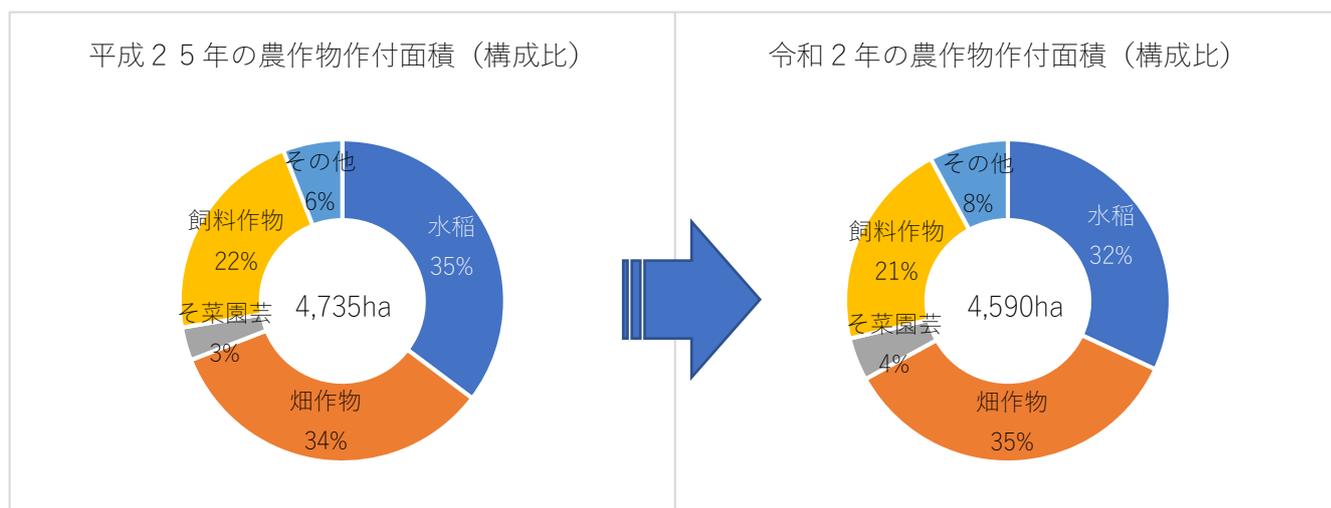
2 農業生産の動向

■農作物の作付動向

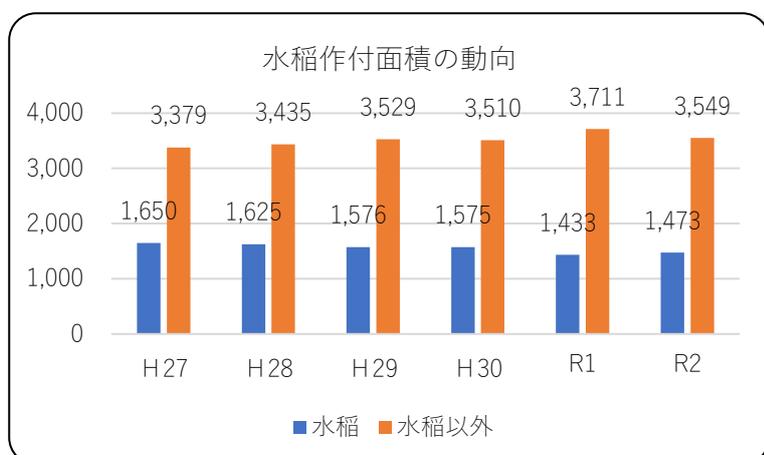
農作物作付の動向では、平成 25 年から生産調整による転作配分面積に大きな変動はありませんでしたが、平成 30 年産以降は 1970 年代から半世紀近くにわたり続いてきた米の生産数量配分(減反政策)が廃止され、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や農業協同組合などの生産者団体を中心に、需要に応じた生産を進める方式に転換されました。

北海道では、北海道米価格の安定による農家所得の確保を目的に、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、オール北海道で目指すべき「生産の目安」を設定しています。

畑作物(転作作物を含む)の生産においては、長年取り組んできた輪作体系の確立に向けた取り組みが定着し、高品質で安全・安心な農作物の生産が実施されています。



(資料:町農業経営実態調査)

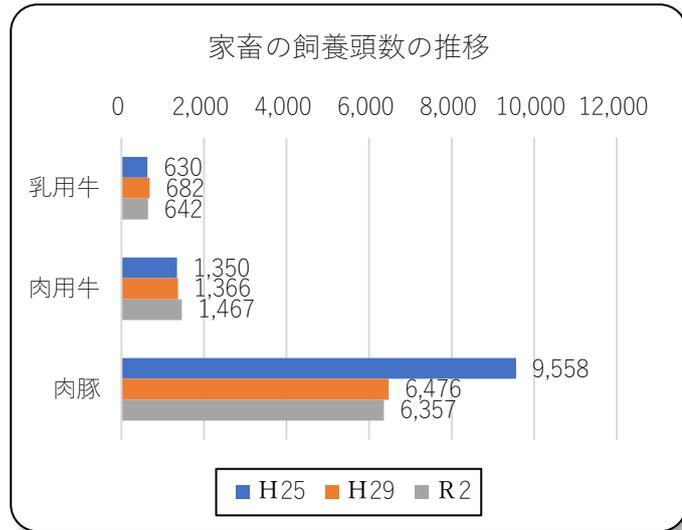


■家畜の飼養動向

乳用牛の飼養戸数は減少しましたが、平成 25 年と比べ飼養頭数にはほとんど変化がありません。

肉用牛は、飼養戸数は減少しましたが、素牛価格が高値で安定していることを受けて飼養頭数は増加しています。

肉豚は、飼養戸数・頭数とも減少しています。



(資料:町農業経営実態調査)

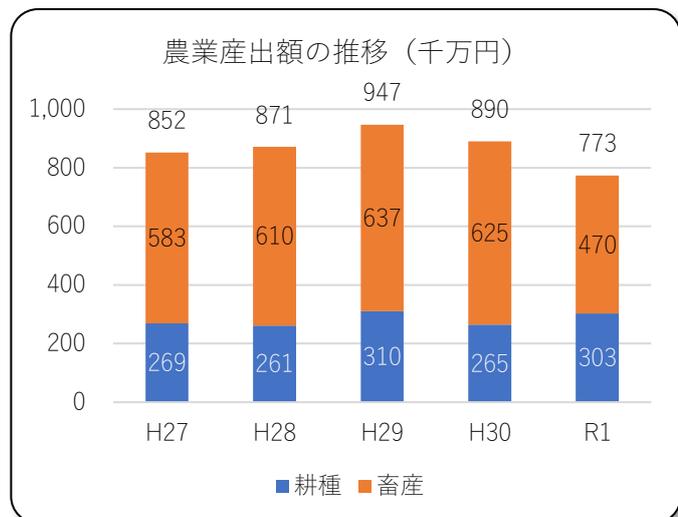
■農業産出額

厚真町の平成 27 年から令和元年にかけての農業産出額は、上昇傾向にありましたが、平成 30 年北海道胆振東部地震からの復旧事業の影響により近年は低迷しています。

春先の天候不順と夏場の猛暑・干ばつなど気象変動の影響を受けますが、技術的な対策を講じてきた結果として、平均的には収量・品質ともにおおむね良好な状態を確保しています。

しかし、新型コロナ禍の影響も受け、米をはじめとする農作物の価格の低迷等により農業産出額は低迷している状況にあります。

畜産物においては、胆振東部地震によりプロイラーの生産農場が大きな被害を受けたことが産出額に影響を与えています。



■生産農業所得(推計値)

1戸当たりの生産農業所得は、豊凶による変動や市場価格の変動を受けており、平成 27 年度から6年間の推移を下記のとおり推計しています。

特に米価については、近年、食生活の変化等による消費減少が進んだことから、市場価格の低迷などの影響を大きく受けています。

また、農業収入に占める経営所得安定対策等の農業雑収入の割合は、令和2年産で約 22%となっています。

1戸当たり平均

単位:千円/％

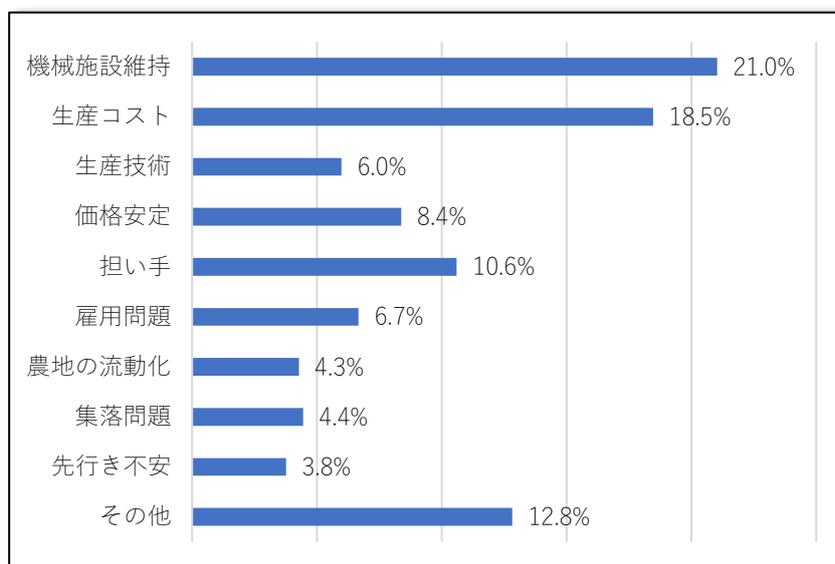
	農業収入	農業経費	農業所得	所得率
平成 27 年	13,345	9,597	3,748	28.09
平成 28 年	12,956	9,884	3,072	23.71
平成 29 年	14,829	10,821	4,008	27.03
平成 30 年	14,736	11,824	2,913	19.77
令和元年	15,901	12,553	3,349	21.06
令和 2 年	15,953	12,273	3,680	23.07

(厚真町推計値)

第2章 生産者意向調査等による 厚真町農業の主な課題

第8次農業振興計画策定に当たり実施した農業生産者意向調査による「経営課題」として挙げられた内容は右図のとおりです。

生産コストの削減や機械・施設の老朽化に伴う更新が全体の約40%を占め、担い手不足や価格安定など今後の農業不安で全体の30%を占めています。



1 “人”に関する課題

農家戸数は、平成23年から令和2年までの10年間の年平均減少率は3.0%、後半の5年間(平成28～令和2年)は3.2%で推移しており、直近3年間(平成30～令和2年)を見ても3.3%と、その減少スピードに大きな変化は見られません。

しかし、生産者意向調査の「農業後継者の有無」についての設問では、「農業後継者はいない。」との回答が55%となっていることから、今後も引き続き、高齢化や農業政策の見直しなどを要因とする農家戸数の減少が見込まれます。仮に、現状での販売農家を主に10年後を想定した場合、約70戸の減少となり、農家戸数は約218戸と想定され、この内、中心的経営体となるのが147戸と想定されます。

5年後・10年後の農家戸数推移

R2年	5年後(R7年)		10年後(R12年)		R2年と 10年後の差	内 中心的経 営体
	増減	戸数	増減	戸数		
286戸	▲26戸	260戸	▲42戸	218戸	▲68戸	147戸

※1 R2年は、30a以上の耕作者で、販売農家戸数として抽出したものである。

※2 5年後及び10年後の数値は、R2年をベースとし、65歳で後継者移譲、80歳で離農した場合を想定。

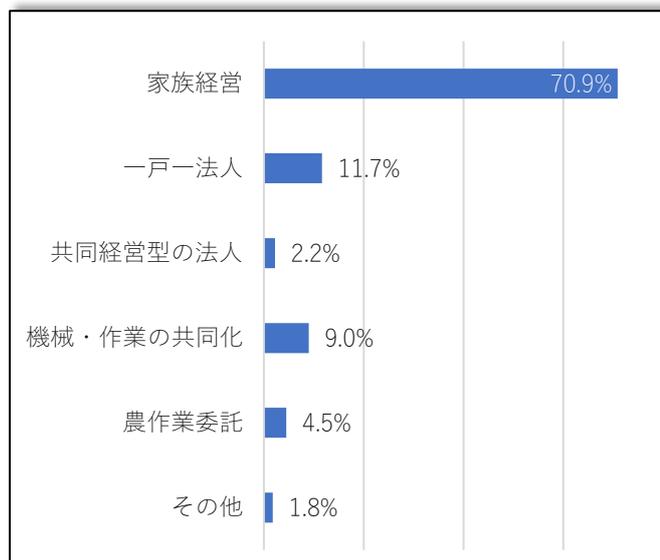
① 多様な担い手の育成・確保

10年後の農家戸数を想定した際に、農事組合毎の農家戸数が10戸未満になると予想されるのは、現状の14農事組合に対し17の農事組合に増加し、町全体の60%を超えると見込まれます。

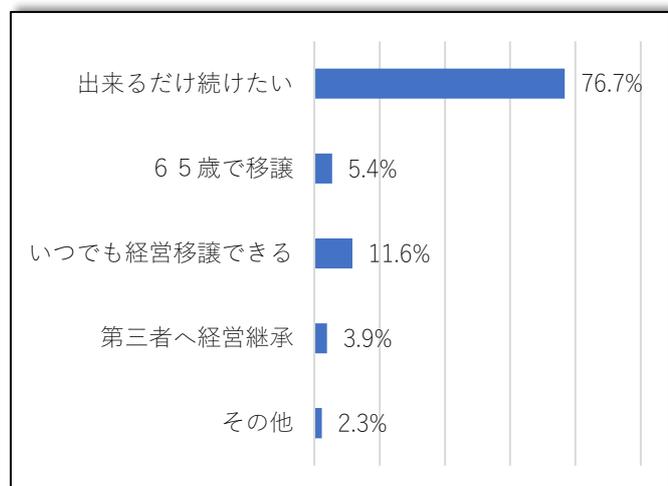
このようなことから、活力ある地域農業を維持していくため、農業後継者の認定農業者への誘導はもちろんのこと、雇用を伴う農業生産法人の設立推進や農業に強い意欲を持つ異業種からの新規参入者の受入れなど、優れた経営感覚を持った多様な担い手を育成・確保することが重要です。

特に、新規就農者対策は「地域おこし協力隊・農業支援員」を中心に受入を進め、平成30年4月に開設した「担い手研修農場」を最大限に活用し、「厚真町新農業者育成協議会」と連携を密にしながら地域から期待される農業者として育成を進めることが必要です。

右図は、3年以上営農できると回答した方に「今後(3~5年先)の農業経営をどのように考えているか」を聞いたもので、家族経営が全体の70%を占めていますが、共同経営型法人を含む法人経営についても約14%の回答となっています。



また、右図は、農業経営を継続している251名の回答者のうち「農業後継者がいない」と答えた方138名(全体の約57%)に聞いた「将来の農業経営」に対する回答であり、約75%の方は「体力が続く限り農業を継続する」と答えており、次いで「いつでも経営移譲できる」となっています。「新規参入者等の第三者への経営継承」の回答も見られます。



② 農業リーダーの育成・確保

農業を主要産業として振興している厚真町において、次代の農業の担い手の育成指導や地域農業の振興などに対する助言や協力を行う人材が不足しています。年代・営農類型毎に優れた経営を行う人材を地域リーダーである「指導農業士」や「農業士」として育成確保することが重要です。

③ 女性や高齢者の知識・技能を生かした地域活動

生き生きとした女性や高齢者の活躍は、地域社会における農業生産活動を始め地域生活全般に活力を生みます。

農業に携わる女性がその能力を発揮し、社会・経営参画の促進に向けた意識啓発や環境づくり、また女性の視点に立った商品づくりなど、農村女性グループ等の自主的な活動は地域活性化において必要不可欠なものとなっています。

また、人生 100 年時代と言われる中、高齢者などがその知識や能力を生かし、生産活動や社会活動に積極的に参加して助言や指導ができる仕組みも必要です。

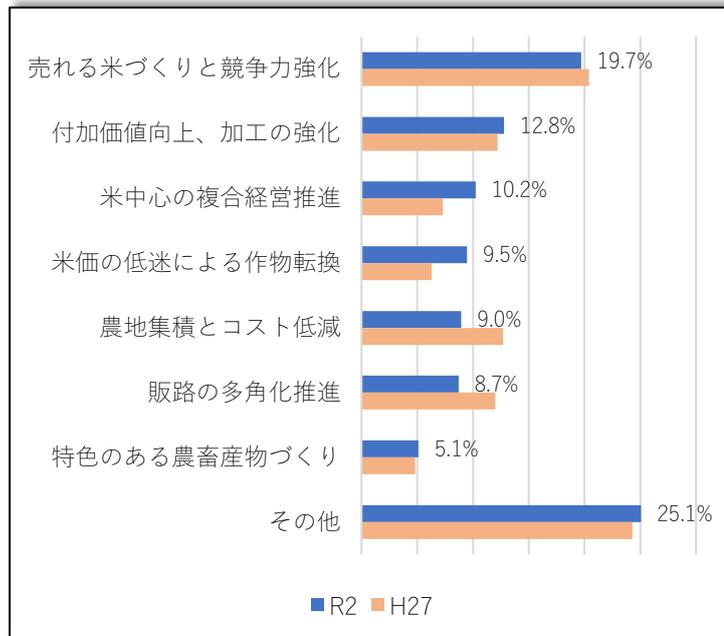
2 “食”に関する課題

今日、多くの消費者が農業生産の役割に期待することは、安全・安心な食料が安定的に生産され、値頃感のある価格によって供給されることです。

厚真町農業は「生命産業」であることの自信と誇りを胸に、農業生産に臨むことが重要です。また、農業は単に食料生産にとどまらず、営農活動を通じて、水資源のかん養、自然環境の保全、景観の形成などの多面的な機能を有していることから、これらの機能の維持・強化が求められています。

このため、本町は将来にわたって持続可能な農業を展開し、安全・安心な食料の生産に全力で取り組むことはもちろん、食料の供給と一体となる環境保全への多面的な機能を発揮する取り組みが必要となっています。

右図は、今後の厚真町における水田農業の方向について 266 人の方々から1人2つまでの回答をいただいた意見ですが、「売れる米作り」など高付加価値化とコスト低減に向けた取り組みが全体の約40%を占める中、複合経営や作物転換の意向が増加し約20%の回答を得ています。



① 農産物の高品質化

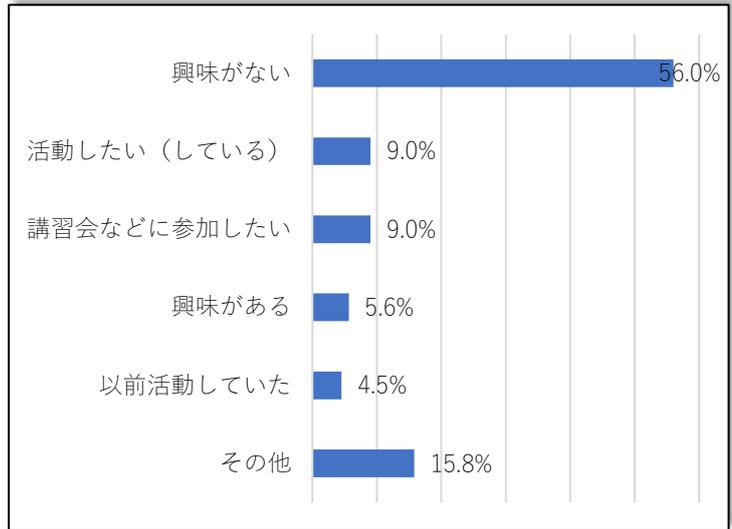
町が生産する農畜産物においては多くの消費者と信頼関係を築くことが農業の振興、さらには地域の活性化にもつながります。

「新たな食料・農業・農村基本計画」による食料自給率の向上や所得の増強、TPP11等のグローバル化が進む中で、本町農畜産物の高付加価値化や「地産地消」の観点を踏まえ、農産物ブランド化などのPRにより知名度拡大と農畜産物の需要拡大を推進することが重要です。

② 経営の多角化の促進等

労働に見合った一定水準の所得を確保するため、経営管理能力向上に向けた指導の充実・強化、戦略作物の導入による経営の複合化を進めるとともに、グリーン・ツーリズムや6次産業化による直接販売・加工への取り組みなど経営の多角化にチャレンジしていく必要もあります。

右図は、グリーン・ツーリズムや6次産業化の活動について 266 人の方々から回答をいただいたもので、「活動に興味を持っている」方は全体の約 24%、逆に「興味が無い」と答えられた方は全体の約 56%という状況でありました。



3 “システム”に関する課題

基本技術の励行に加え、多収で品質の良い品種や新たな生産技術の普及・推進とともに、水田ほ場整備など土地基盤の計画的整備により、効率的な生産環境づくりを推進し、低コスト生産による所得増加の実現など生産性向上に努めることが重要です。

また、消費者ニーズや需給動向に迅速に対応し、安全・安心で良質な農畜産物を低コストで安定的に生産するとともに、効率的な施設利用など出荷・流通体系の確立への取り組みを進め、輸入農産物や他産地との競争に打ち勝つ力強い本町の農業を確立しなければなりません。

右の図1は、今後の重要施策として、「農業金融対策」について266人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。

全体的に見て、資金への支援は全体の約70%の方々希望している状況と見られます。

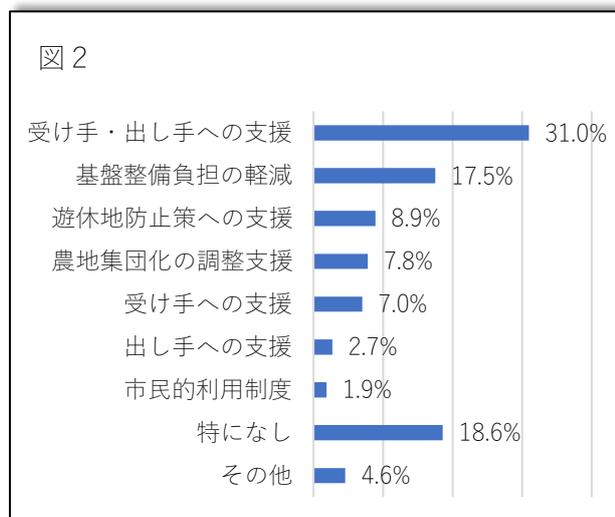
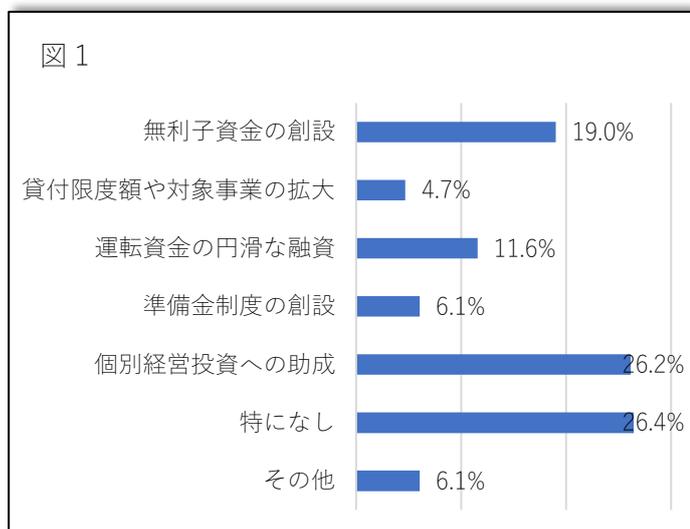


図2は、今後の重要施策として「農地集積対策」について266人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。「農地の出し手・受け手への支援」が全体の31.0%となっており、他に「基盤整備への支援」、「遊休農地防止策への支援」「農地集団化への調整支援」、となっています。

図3は、今後の重要施策として、「経営改善対策」について266人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。

「労働力確保支援」が全体の約30%を占め、他に「農業情報提供支援」、「販路多角化・出荷経費支援」と続いています。

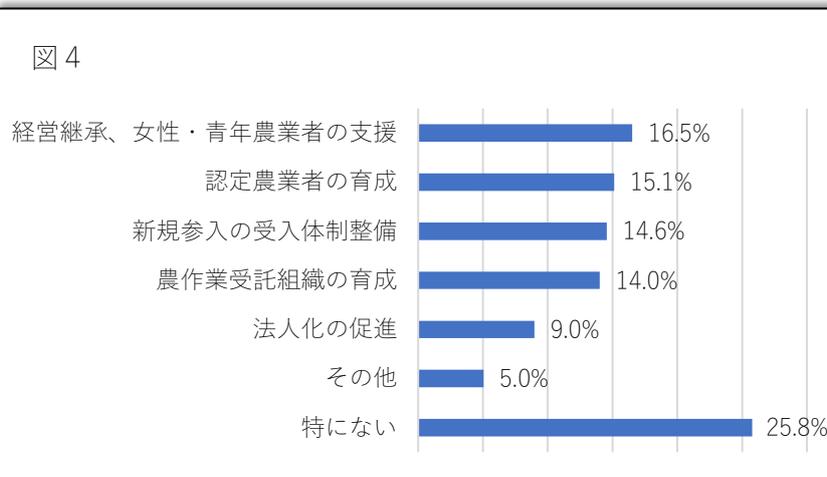
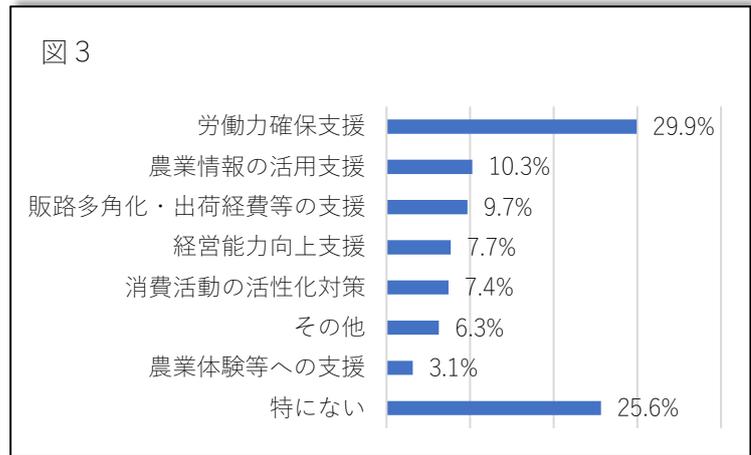


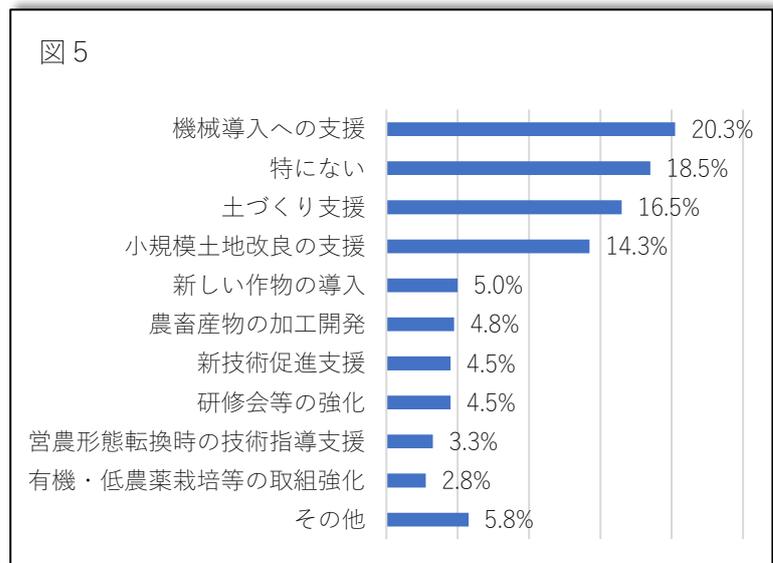
図4は、今後の重要施策として「担い手対策」について266人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。

女性・青年農業者への円滑な経営継承や認定農業者制度など担い手育成を中心に、新規参入者

受入体制整備や農作業を請け負うコントラクター組織の育成への支援を必要としています。

図5は、今後の重要施策として「生産振興対策」について266人の方々から1人2つまでの回答をいただいたものです。

「機械等の補助制度やリース制度の充実」との回答が20%を占め、「土壌診断などの土づくり」「小規模土地改良」もそれぞれ約15%の方々要望しています。



① 土づくりの推進

農畜産物の生産性向上と安全で安心な生産物を作り出すためには土壌診断に基づいた「土づくり」が基本となります。町内においては耕畜連携や輪作体系を進めていますが、今後においても健全な土づくりが重要視されます。

② 労働力確保対策

経営規模の拡大や複合経営などにより近年労働力不足が顕在化しています。持続可能な農業経営に取り組むため、経営形態毎に異なる需要に応じた雇用労働力の確保・供給が必要です。

③ 農業生産基盤整備の推進

水田農業を中心とした土地利用型農業においては、今後も更なる大規模化が進むことが想定され、そのためにも農業用水の安定供給、作業の効率化、汎用化に対応した生産基盤の整備が急がれます。

このため、現在進めている国営かんがい排水事業や道営ほ場整備事業は、震災からの復旧工事と並行して進められていますが、その進捗を加速化する必要があります。

また、輸入飼料価格の高騰を受け、国産飼料の需要が高まる中であって、米の直播栽培は、飼料用米などの生産拡大に向けた取り組みとしても期待されており、これに活用できる暗渠排水集中管理孔の整備も重要です。

④ 酪農・畜産経営の安定化

道内においては畜産についても高齢化等による離農や後継者不足等を背景に農家戸数や飼養頭数が減少しているとともに、畜産の収益性などの関係から畜産経営の安定化が必要です。

こうしたことから、畜産クラスターをはじめとしたコントラクターやTMR*センター等の外部支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携、結集し、地域全体で畜産の収益性を向上させる取り組みが重要です。

* TMR(total mixed rations)

現在輸入に頼っている配合飼料の高騰が続いています。こうしたことから酪農家が共同で乳牛の養分要求量に合うように粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミンなどによる混合飼料を供給するものです。

⑤ 酪農・畜産ヘルパーの育成・確保

町内には、育成を含め8件の酪農家と 29 件の和牛飼育農家がありますが、高齢化が進む中で労働力が不足している状況であることから、今後は通年雇用が可能なヘルパーの育成・確保と、将来的には新規就農可能な体制が必要です。

⑥ 農地の確保と流動化

農家戸数と同様に、現状での販売農業者を主に5年後・10 年後を想定した場合の離農予定者による農地は、5年後で約 120ha、その5年後では約 360ha、合わせて今後 10 年間で約 480ha が、農地中間管理機構などを通じて規模拡大志向農家や新規参入者への農地流動化に進むものと予想されます。

また、1戸当りの平均耕作面積では、R2 年では 16.50ha となっておりますが、5年後では 18.15ha、更に5年後では 21.62ha と想定されます。

これを、中心的経営体として見た場合の1戸当り面積は、5年後では 24.92ha、10 年後では 29.54haになるものと想定され、これら中心的経営体への集積率は5年後で88.16%、10 年後では 92.00%までに集積されるものと想定されます。

5年後・10 年後の耕作面積推移

全耕作面積 R2 年	離農等による農地発生			1戸当り平均耕作面積		
	5年後 (R7 年)	10 年後 (R12 年)	計	R2 年	R7 年	R12 年
4,720.64ha	▲120.82ha	▲362.16ha	▲482.98ha	13.51ha	18.15ha	21.62ha

中心的経営体として見た場合

平均耕作面積			農地集積率		
R2 年	R7 年	R12 年	R2 年	R7 年	R12 年
23.03ha	24.92ha	29.54ha	86.57%	88.16%	92.00%

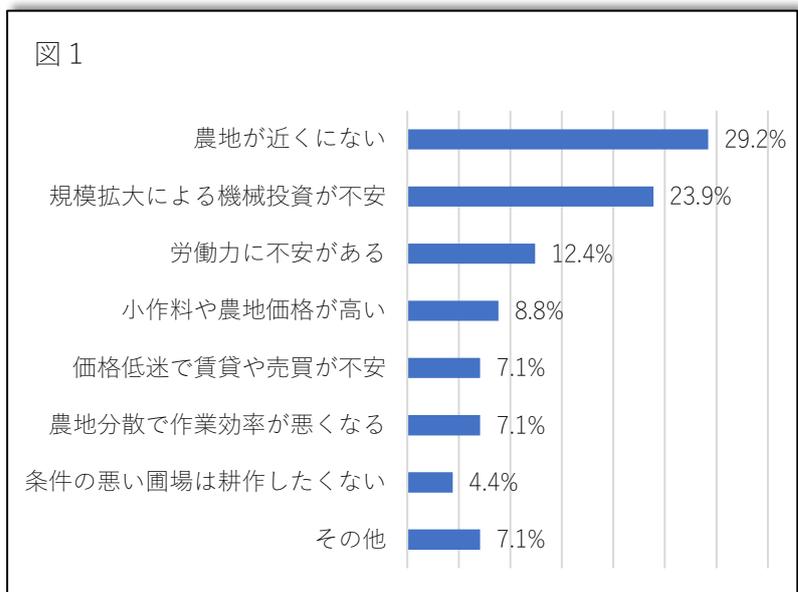
※中心的経営体の耕作面積は、農地中間管理機構への申込状況と、地区内離農予定農地を推計し試算。

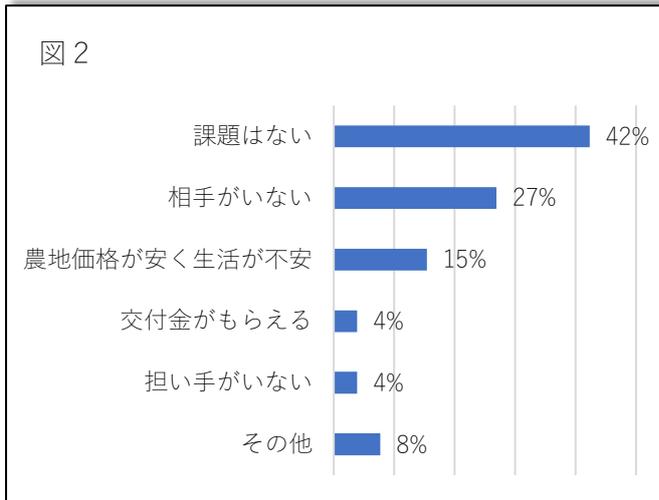
このようなことから、農業の生産基盤である農地の基盤整備と良好な状態での農地保全を促進し、「人・農地プラン」を中心とした地域のあり方(将来設計)を話し合い、地域の中心となる経営体への農地の利用集積と集約を促し、生産性の高い農業構造の確立に取り組む必要があります。

また、集落を取り巻く課題に対応していくため、農用地利用改善団体・農地銀行と農地中間管理事業を活用しながら農地の利用集積を図るとともに、地域の労働力不足などの解消について、生産組織やコントラクターなど、様々な形態の営農組織の育成や、特定地域づくり事業協同組合の設立検討が急務となっています。

さらには、令和 2 年4月現在における農業委員会による農地の貸借面積は約 1,191ha で、農地全体の5分の1を占めておりますが、この賃貸借における農地について町外の法人を含む耕作者が使用している農地が約 90 ha 含まれています。町内担い手の方々においては規模拡大志向が多い中、規制緩和により法人の農業参入も加速しており、地域農業との関係構築を求めていく必要があります。

右の図1は、農地の規模を今後拡大したい 71 人の方々から出された「規模拡大に伴う課題」をグラフ化したものです。「集積しやすい農地が近くにない」が 29.2%、「規模拡大で設備投資が必要」が 23.9%、「賃貸料や農地価格が不安」が 15.9%と、主なもので、全体の約 70%を占めています。





また、図2のとおり、規模縮小を希望した 26 人の方々の農地貸借や売買についての課題をしてみると、「課題が無い」という回答が 42%、「担い手や貸し手がない」が 30%、「賃貸料や売買単価が安く生活に不安」が 15%、「経営所得安定対策交付金がもらえる」で 4%という状況です。

⑦ 鳥獣被害対策

生産者意向調査でも多くの意見があったエゾシカによる農作物被害については、捕獲(駆除)や食肉としての活用(ジビエ)などの総合的な被害防止対策を検討・研究することが必要です。

また、近年はアライグマによる農作物被害も増加傾向にあります。エゾシカ対策と同様に、より効果的な捕獲対策が求められています。

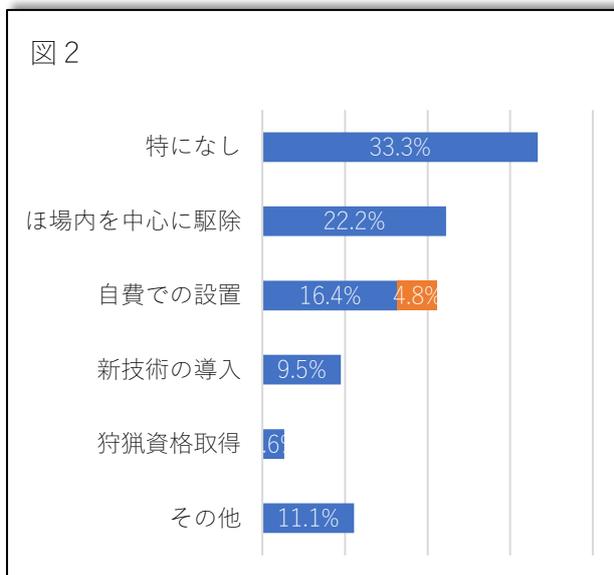
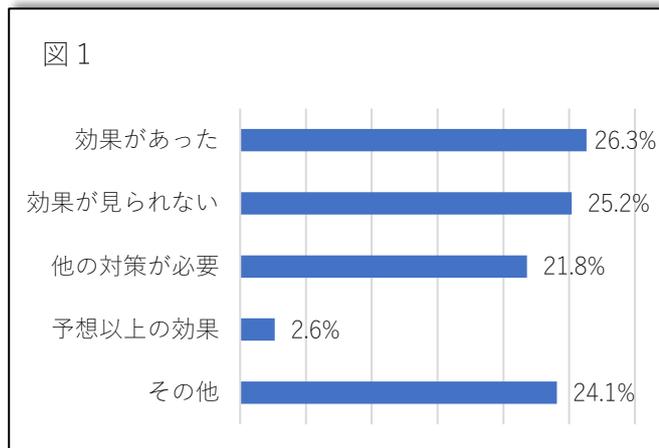
※北海道 エゾシカ・アライグマ生息状況及び捕獲実績(北海道環境生活部資料より)

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
エゾシカ	推定生息数(頭)	68万	68万	68万	67万	65万	67万	67万
	捕獲実績(頭)	137千	125千	120千	128千	112千	107千	130千
アライグマ	生息情報(市町村)	149	149	149	151	156	160	162
	捕獲実績(頭)	7千	11千	12千	16千	19千	19千	26千

※農作物の鳥獣による被害状況及び捕獲実績

年度	被害状況						捕獲実績		侵入防止柵 設置距離(m) ※H18~25年度 累計 211,520m
	北海道(百万円)			厚真町(千円)			厚真町(頭)		
	総額	鹿	アライグマ	総額	鹿	アライグマ	鹿	アライグマ	
H26	5,140	4,510	70	24,673	21,739	383	1,116	131	0
H27	4,945	4,152	88	24,373	23,155	702	734	341	0
H28	4,598	3,851	91	25,375	24,631	218	835	410	5,800
H29	4,727	3,918	98	24,377	21,952	1,039	847	398	7,400
H30	4,811	3,799	142	21,878	19,704	1,006	815	426	1,524
R1	4,664	3,760	120	49,455	47,111	1,662	786	464	44,000
R2	4,995	4,029	142	37,646	35,699	1,596	802	604	9,700
									累計 279,944

右の図1では、農家意向調査によるエゾシカ被害の防止対策(金網フェンス)について、その効果を調査しましたが、「効果があった」という回答は全体の約30%、「効果が見られない」や「まだ対策が必要」との回答は47%となっており、今後も何らかの対策が必要となっています。



また、図2は、今後の被害防止策について189人の方々から回答をいただいたもので、「ほ場内での個体駆除」と答えた方が22.2%と依然多く、次いで「自費での設置」の21.2%となります。「自費での設置」の回答のうち4割(全体の約5%)は金網フェンスの補完として電牧柵の対応を必要としています。

また、「特になし」との回答も約3割となっています。

⑧ スマート農業技術の導入と可能性

近年、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業の現場実装が急速に進んでいます。

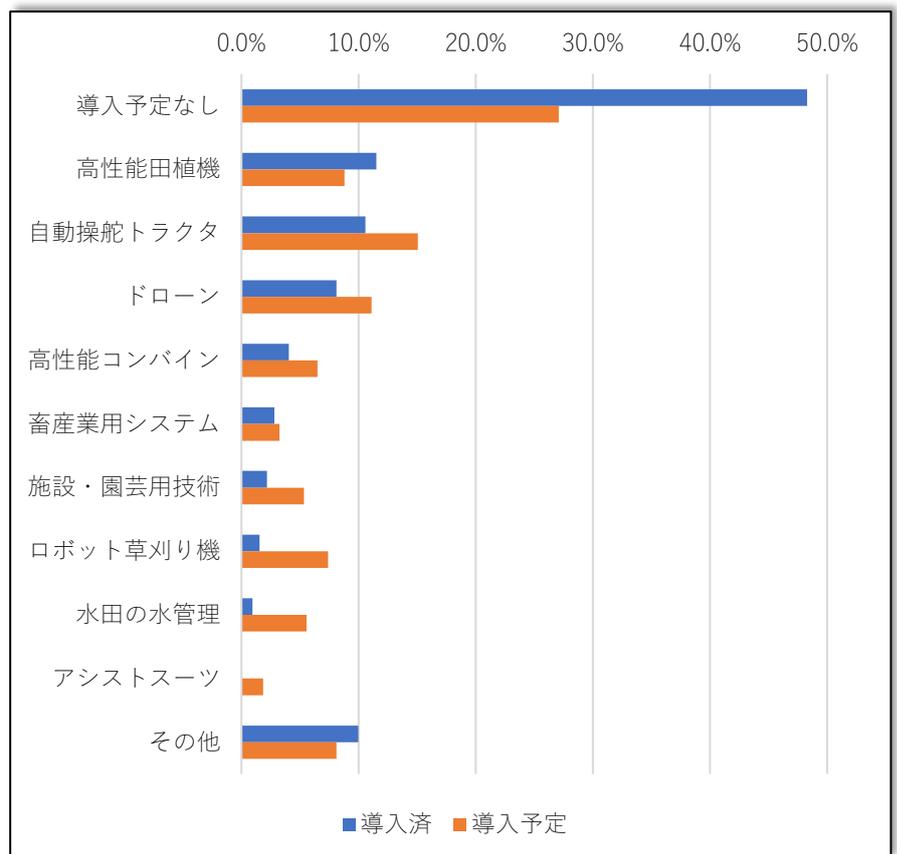
高齢化や規模拡大による労働力不足が課題となっている本町においても、RTK-GNSSによる自動操舵や農業用ドローンを始め、様々なスマート農業技術の導入により、作業の効率化・省力化が図られています。

今後も、さらなる高齢化により1戸あたり経営面積が拡大することが想定されることから、さらなるスマート農業技術の導入は避けて通れません。そのためには、技術導入に係るコストの低減や、農業・農村の情報通信環境の整備も必要です。

また、情報通信環境の整備が進むことで、農業生産のみならず、防災分野など住民生活全般が、いつでも最適な環境のもとで情報・サービスの提供が受けられる地域社会づくりへつながることが期待されます。

図は、スマート農業技術の導入について 266 人の方々から回答をいただいたもので、「導入予定なし」の割合が現在の約 50% から、予定では半減しており、何らかのスマート農業技術の導入が必要になるという結果になっています。

導入予定では、ほぼ全ての項目が増加しています。営農形態を問わずスマート農業技術の導入による作業の効率化・省力化が期待されています。



4 “地域”に関する課題

農業・農村は農業生産の場であると同時に、農業者を含めた地域住民の生活の場となっています。

また、美しい農村景観や自然環境などは訪れる人々にやすらぎや憩いを提供し、さらには教育、人間性回復の機能を発揮する場として、近年その役割が高く評価されています。

一方、厚真町は人口減や高齢化の問題に直面しており、加えて、震災により生活拠点の変更を余儀なくされた地域も発生しました。こうしたことは、農業集落の社会活動を困難にさせるのみならず、町全体の活力の低下や農村コミュニティ機能の低下につながることも懸念されています。

このことから、本町の農業・農村を生産の場としてだけでなく、生活の場としてのあり方を見直すとともに、さまざまな機能や魅力にも着目し、地域に住む様々な人々による開かれた農村づくりを進めていく必要があります。

図1は、「農事組合で抱える課題」について 83 人の方々からいただいた意見です。「高齢化による役員のなり手不足」が 32.5%で、担い手の不足が見られます。次に「特になし」が 30%となっており、課題はないものの地域環境に連帯感の希薄さを感じるという回答となっています。

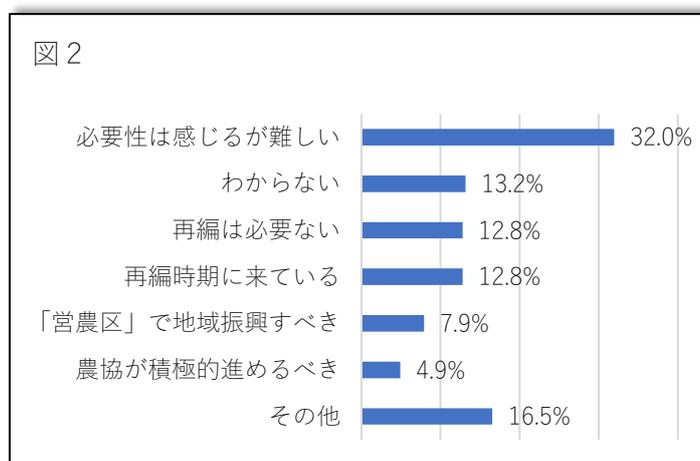
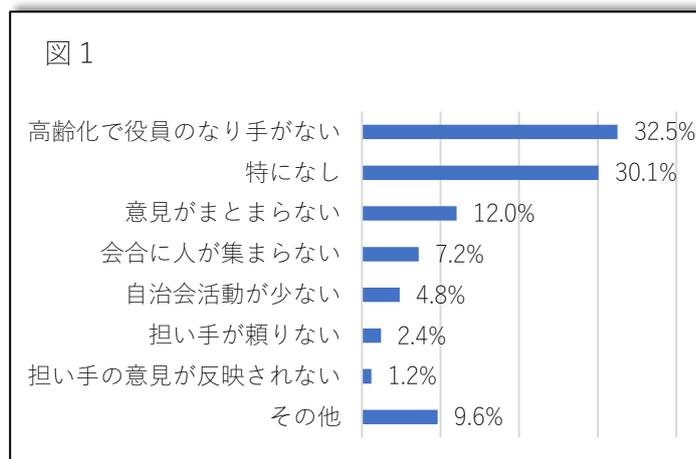


図2は、「農事組合の再編」について 266 人の方々からいただいた意見です。再編が必要と感じている方は「必要性は感じるが難しい」を含め約 58%となっており、逆に「再編は必要ない」と答えた方は約 13%でした。

① 「農」とふれあう機会の創出

本町が有する資源を活用したグリーン・ツーリズムの推進や、都市生活者が自ら農産物生産に取り組める環境づくり、ふるさと納税による新たなつながりの構築など、都市と農村との交流を通じ、本町農業と生産される農畜産物に対して消費者との信頼関係を構築し、理解者・応援者を増加させる取り組みが重要です。

② 地域の環境にあった農業・農村づくり

地方は都市部と比較すると生活利便性において不便な部分も多い反面、生活環境では豊かな自然環境や土地資源などを有しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、自然豊かな地域でのテレワークやワーケーション、二地域居住などの需要が高まっています。

物の豊かさや生活の利便性を求めていた時代から、心の豊かさを求める時代に変化しつつある潮流のなかで「真の豊かさを実現する場」とする農業・農村づくりに臨むことが重要です。

そのためにも、現在各地区に点在する空き家の利活用に向けた取り組みも重要となっています。



第3章 今後の農業振興方策

I 基本方針

本町は、恵まれた自然環境と土地条件を生かしながら北海道有数の稲作地帯として良質・良食味米生産を基本に、畑作、園芸、畜産、酪農と互いに融合しながら安全・安心な農畜産物づくりに取り組んできました。

しかし、農業を取り巻く環境は、TPP11 協定、日EU・EPA、日米貿易協定などによるグローバル化の進展といった世界的な環境変化の中で、輸入農畜産物の増加や市場経済に委ねられた農畜産物価格の低迷による経営の圧迫、農業従事者の高齢化と担い手・後継者不足、さらには食の安全確保と環境保全に配慮した農業など解決しなければならない課題が山積みとなっております。

こうした中、国は令和2年(2020年)3月に「新たな食料・農業・農村基本計画」を決定しました。基本計画では、産業政策と地域政策を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとされており、施策推進の基本的な視点として農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化、スマート農業の加速化などが掲げられています。

また、持続可能な開発目標(SDGs)^{*}が平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択され、令和12年(2030年)までの国際目標である持続可能な農業生産の推進や女性農業者の活躍がこれまで以上に重要となっています。

今後、このようなSDGsや環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、これらに的確に対応し、持続可能な食料システムを構築することが急務であるとして、令和3年5月に生産力の向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

このような現状を踏まえ、第8次厚真町農業振興計画策定においては国の政策と本町が抱える各種課題を整理し、今後5年間の行動計画を明らかにしていかなければなりません。

農業・農村は単に食料を供給するために存在するだけではなく、国土の保全、水源のかん養、エネルギーや木材の供給、学習・保養の場の提供など様々な機能が期待されております。

この多面的機能が発揮されるためには、農業者の安定的な収入とそこに人が住み続けて若者も高齢者も全ての住民が安心して暮らしていける環境を作り出すことが必要です。

そのためにも、地域間の結び付きを強めながら営農活動を持続し多面的機能を維持することが必要であり、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるための、環境と調和した農業の推進へつな갑니다。

さらに、経営感覚に優れ、時代の変化に対応できる多様な担い手を育成・確保するとともに、環境と調和した安全で良質な食料の生産体制を確立することが急務となっています。

また、生産者と消費者の信頼関係を第一に、「食」と「農」の未来を構築する取り組みに努め、豊かな緑に囲まれた本町の農村空間の中で、人と自然とのふれあい、人と人との交流を通じて、活力と潤いのある農業・農村が実現できるよう、「自主・自律」、「自助・共助・公助」の精神を尊重し、農業者と関係機関が一体となって取り組んでいきます。

こうしたことから、第8次農業振興計画における振興方策については、第7次計画の基準を継続し、「人づくり」「食づくり」「システムづくり」「地域づくり」の各テーマ毎に主な取組内容と重点項目、計画期間中における達成目標を掲げ、各関係機関の役割を明記します。また、各項目の実施状況は次の基準によることとし、振興方策の「見える化」により目標達成を目指します。

ステージ1 ・・現在実施中の事業の継続・強化推進又は新たな事業の展開

ステージ2 ・・2～3年での実施

ステージ3 ・・計画期間(5年以内)での実施

※持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12年(2030年)を期限とする国際社会全体の開発目標のこと。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策など包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。



Ⅱ 主な取り組み内容

第8次農業振興計画の進める上で、各テーマ毎に主な取り組み内容を掲げ、それぞれの検討課題について取り組んで参ります。

1. 人づくり

- ① 農業後継者や新規就農者の受入体制強化
- ② 厚真町担い手育成夢基金の活用
- ③ 指導農業士・農業士の育成／支援
- ④ 女性の参画と能力発揮
- ⑤ 高齢者による経験知識の継承等

2. 食づくり

- ① 米の高品質化と省力・低コスト生産
- ② 土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立
- ③ クリーン農業とそ菜園芸作物のブランド化の推進
- ④ 自給飼料の確保・品質向上と優良畜種育成に向けた酪農・畜産振興
- ⑤ 特産果実等のブランド化
- ⑥ 6次産業化の推進

3. システムづくり

- ① 土づくりに向けた施策
- ② 雇用労働力確保対策
- ③ 経営の法人化と発展
- ④ 農業生産基盤整備の推進
- ⑤ 畜産クラスターの推進
- ⑥ 飼料基盤の充実と良質な粗飼料及び国産濃厚飼料の確保
- ⑦ 農地の確保と流動化
- ⑧ 有害鳥獣被害防止対策の研究／強化
- ⑨ スマート農業の普及推進

4. 地域づくり

- ① 都市と農村の交流の推進
- ② 空き家の利活用
- ③ 多面的機能の発揮
- ④ 重点普及課題の推進
- ⑤ 営農区の推進と農事組合活動

1 いきいきとした“人づくり”の推進

■主な取り組み内容

① 農業後継者や新規参入者の受入体制強化

農業生産意向調査による「経営課題」として 10.6%の方が担い手対策を挙げ、「農業後継者の有無」では 55%の方が「後継者がいない」と回答しています。また、現状で推移した場合、農家戸数は 10 年後には約 70 戸の減少と推測されます。

また、農業後継者は年間約3名程度が就農していますが、農村コミュニティの維持や活性化のためにも農家子弟のUターンによる円滑な経営移譲の促進や、農外から就農を志す新規参入者の確保が必要です。

こうした中、厚真町は道営ほ場整備事業や担い手育成夢基金による支援など担い手農業者の育成を進めており、今後は農作物の高付加価値化、コスト低減に向けた各種施策を進め、農業所得を上げていくことにより農家子弟後継者や新規参入者の増加を図ります。

また、新規参入者の受入においては、平成 30 年4月に「厚真町農業担い手育成センター」を設立するとともに「担い手研修農場」を開設し、厚真町新農業者育成協議会や関係機関と連携した育成を進めています。現在は、施設野菜を主とした集約型経営が中心ですが、法人経営の意向を踏まえた共同経営や経営継承による土地利用型経営での参入支援を推進します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
土地利用型農業での新規参入支援(経営継承)	3	◎	◎	◎	○		
経営者の右腕支援(企業研修型協力隊)	3	◎	○	○	○		

■計画目標

1. 新規参入者数・・・5年間で 15 名を目標
2. 共同経営型農業法人数・・・5年間で 1 法人を目標

② 厚真町担い手育成夢基金の活用

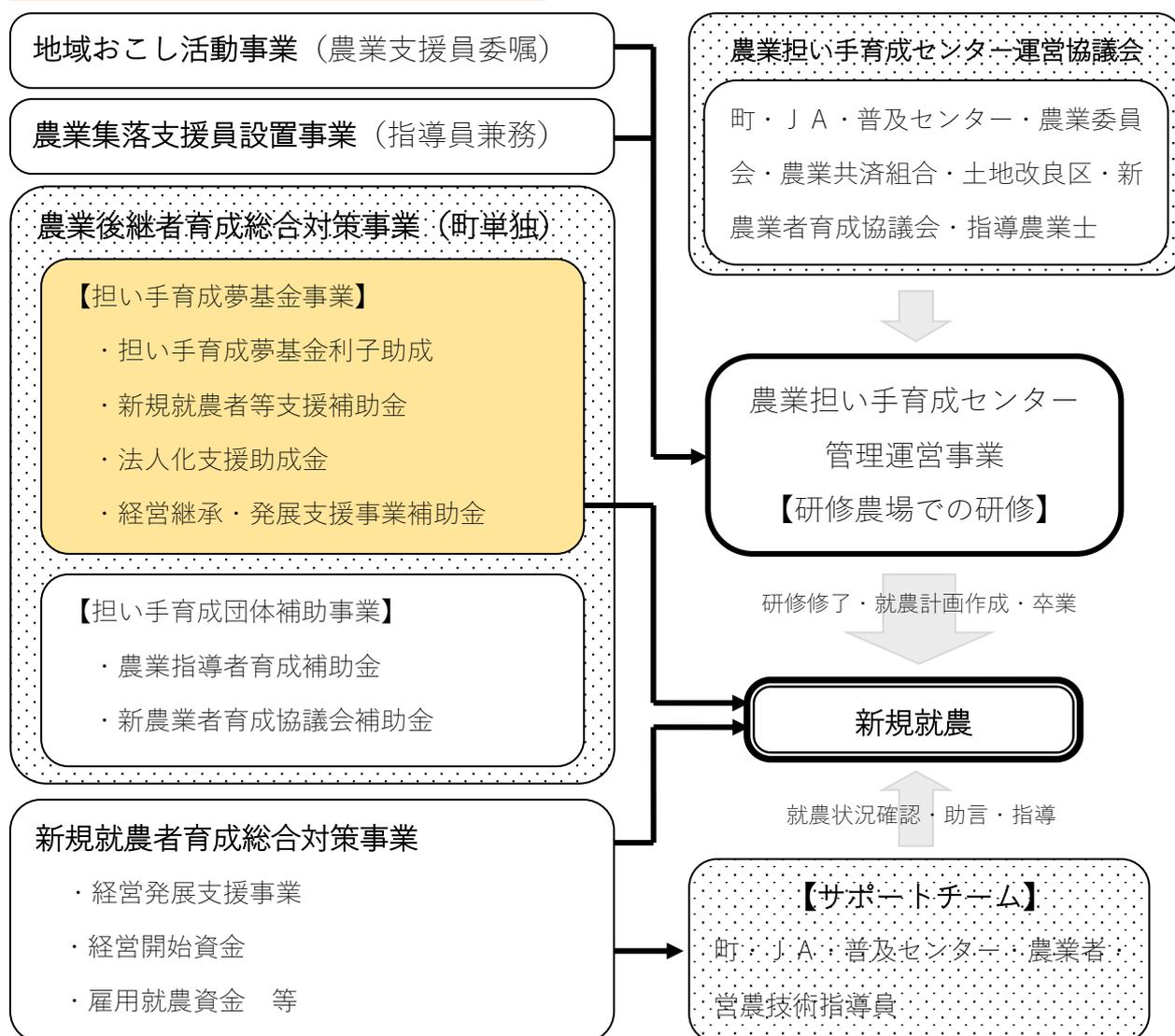
生産者意向調査によると約2割の方が「機械や設備の更新」を経営課題としており、また、新規に就農を行う場合には施設・機械等の初期投資や、生活維持の面において家計費負担が強いられます。

そのためにも、現在進めている担い手育成夢基金制度を期間延長し、意欲のある農業後継者を育成、厚真町農業の持続的な発展と活性化を目的に、引き続き「厚真町担い手育成夢基金」の運用を図ります。

重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
厚真町担い手育成夢基金の継続実施	1	◎	◎				

厚真町の担い手対策イメージ



③ 指導農業士・農業士の育成／支援

厚真町における地域リーダーとして活躍いただいている指導農業士は、現在3人、農業士は12人です。

今後の農業後継者や新規参入者などの育成にはリーダーとしての関わりが重要であり、また、特に酪農・畜産関係のリーダー養成も重要となります。

こうしたことから、町、JA並びに農業改良普及センターの支援のもと、指導農業士や農業士といったリーダーとなる農業者の育成と確保を進めます。

■重点項目

内 容	ス テ ー ジ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
指導農業士・農業士の育成／確保	1	◎	◎	◎	○		

■計画目標

1. 期間内指導農業士・・・2名を目標
2. 期間内農業士・・・5名を目標

指導農業士

住 所	氏 名	経営形態
軽舞	河村敏弘	稲作・花き
東和	畑嶋賢蔵	稲作・野菜
美里	酒井逸也	稲作・畑作

農業士

住 所	氏 名	経営形態
豊川	荒井信博	稲作・畑作
桜丘	熊沢和明	稲作・畑作・野菜
新町	堀田義勝	稲作
共栄	畑田純夫	稲作・野菜
鹿沼	保田喜久蔵	畑作・稲作
朝日	米澤慶一	稲作・畑作
本郷	堀田昌意	稲作・畑作・野菜
軽舞	折坂泰宏	稲作・花き・畑作
軽舞	大捕雅寿	稲作・花き・畑作
宇隆	高橋清吾	稲作・野菜・畑作
鹿沼	山崎基憲	稲作・畑作・野菜
共栄	金谷清万	野菜・畑作
軽舞	斉藤仁	稲作・花き

※厚真町の指導農業士と農業士(令和4年2月現在)

④ 女性の参画と能力発揮

女性が持つ個性や能力を農業経営や地域活動で積極的に活かしていくことは、農業経営の発展や農村地域の活性化を図る上で重要です。

農村女性が能力を発揮できるよう、家族経営の推進や意識啓発、組織への参加や研修会の開催など、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである男女平等参画や女性農業者が意欲に応じて経営や社会活動に参画し活躍できる環境づくりを推進します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
家族経営協定等、女性農業者の経営参画	1	○	◎	○	◎		
農業関係組織等への女性登用の推進	1	◎	◎	○	◎	◎	○
女性グループ等による企画化支援	1	◎	◎	◎			

⑤ 高齢者による経験知識の継承等

農業者の高齢化と農村の過疎化が進む中で、人生 100 年時代と呼ばれるように元気な高齢者が増えています。また現役を引退された高齢者は農業技術や地域文化の経験など豊富な知識を持っています。

こうした高齢農業者の有する知識・経験や技術を活かすことができる生産活動や社会参加に向けた取組を推進します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
将来の担い手に対する技術・文化伝承の促進	1	◎	◎	◎			
集落アドバイザーによる地域活動支援	1	◎		○			

2 安全・安心な“食づくり”の推進

■主な取り組み内容

① 米の高品質化と省力・低コスト生産

厚真町は道内でも有数の低タンパク米の安定生産が可能な地域です。

また、本町では国営かんがい排水事業による農業用水の安定供給を図るとともに、道営ほ場整備事業によるほ場の大区画化や担い手への農地集積を進めており、事業費に対する受益者負担軽減を図りながら生産基盤の整備を推進しております。

しかし、令和2年3月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」では、今後10年間の米政策として、生産目標を現在の821万トンから806万トンへと引き下げました。

こうした中、コスト低減のため大規模化の進行とともに省力化が求められることとなります。移植を中心とした水稻栽培体系の場合には、育苗用ハウスが不足することとなり、新たな整備を行うか高密度播種短期(または中苗)育苗の導入を検討する必要があります。また、国の水田政策や消費者の多様なニーズに答えるため、これらに合わせた米づくりを推進する必要があります。

このようなことから、現状の低タンパク米や一般米に加え、高品質な厚真産「さくら米」の普及促進のための特別栽培米の生産再開や、スマート農業の推進による省力・低コスト化、更には直播栽培の拡大による担い手の規模拡大へとつなげていきます。

また、水稻直播栽培や水田の汎用化を進めるためには暗渠排水整備が必要不可欠な整備であり、引き続きほ場整備地区を中心に「暗渠排水集中管理孔」の整備を進めます。集中管理孔の整備により地下水位の確保と管理が可能となることで、消費者や実需者のニーズに即した生産体制の構築を目指します。

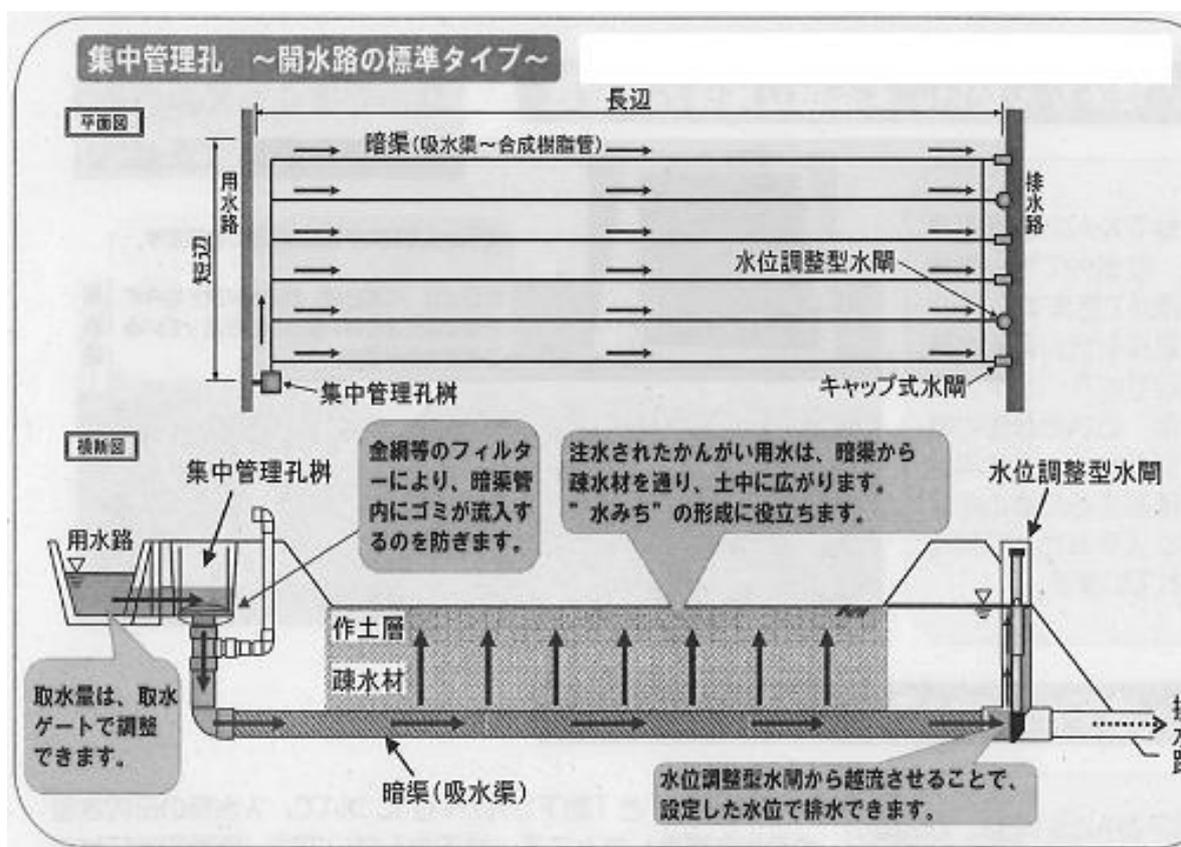


■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
水稻直播試験栽培への支援	1	◎	◎	◎			
直播栽培に適した暗渠排水集中管理孔の実施	1	○				◎	
主食用米の販路拡大	2		◎				
新規需要米の流通と販路拡大	2		◎				

■計画目標

1. 水稻直播等栽培面積・・・20ha を目標
2. 暗渠排水集中管理孔
 - ①ほ場整備事業との並行実施
 - ②ほ場整備済み地への後付け実施



■ 水 稻

●生産の現況と目標

- 現況(令2実績)・作付面積 1,473 ha ・単位当たりの収量 515 kg/10a
- 目標(令8目標)・作付面積 1,512 ha ・単位当たりの収量 540 kg/10a

●良質・良食味米の生産振興方針

・基幹作物として用途別生産を含めた水張り面積の確保

需給バランスの悪化、国が示す目標生産数量指示の廃止、水田収益力強化ビジョンの策定、新規需要米などの非主食用米による水張り面積確保などの動向を見据えて再編成を実施する。

・良質米生産・実需者の要望に沿った品種の構成を推進

地域生産条件等を考慮し、契約栽培の拡充により優良な主食用米生産に積極的に取り組むとともに、飼料用米や新規需要米の実需者の要望を取り入れた多様な米づくりを推進する。

・たんとうまいステーション等の利用促進

たんとうまいステーション等による施設調製米を拡大し、品質の均一化と安全性の確保による産地指定率の向上を図り、「売れる米づくり」を推進する。

・安心・安全対策推進と収量安定化による高位平準化の推進

冷湿害対策の徹底や健苗育成、生育に合わせた水管理・ほ場巡回チェックによる病害虫早期対策などから減化学肥料・減農薬栽培に努め、適正な肥培管理のもとで収量の安定化と高位平準化を実現するとともに、栽培履歴を完備して消費者や実需者との信頼関係をより強固なものとする。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①品種の選定【品種特性による労働力分散と低温などの危険回避の実施など】
- ②土壌診断に基づく育苗土壌の点検【温度・水管理の徹底、栽植密度の確保】
- ③乾田化の推進【稲わら搬出、心土破碎、溝切りの奨励】
- ④適正施肥量の遵守【土壌分析診断に基づく施肥】
- ⑤危険期に対応した水管理の徹底【生育ステージに応じた浅水・深水管理、畦畔の維持・補修管理など】
- ⑥除草剤処理と病害虫防除【クリーン農業・環境保全に向けた除草剤使用の徹底、生育期節の確認と薬剤使用基準の遵守、病害虫発生予察の徹底による適期防除など】
- ⑦適期収穫【試し刈りによる適期収穫期の判定、倒伏田の別刈りによる品質確保など】
- ⑧水田周辺の整備【畦畔の定期的な草刈による病害虫の発生抑制と美観形成など】

② 土壌診断の推進等による畑作物生産体制の確立

主食用米の消費が低迷する中であって、麦・大豆の需要が伸びています。

安定的な畑作経営を進めるため、消費者及び実需者ニーズを的確にとらえると同時に、地域の営農条件や個別経営の実態に応じた土づくり(堆肥投入・緑肥導入・客土)による地力増進を図りながら、適正な輪作による連作障害回避の対策を推進します。

このため、土壌診断の推進や排水対策等、ほ場の徹底した環境整備による生産量の向上と、高付加価値化による安全で安心な生産体制の確立を図ります。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
土づくりに向けた普及・指導	1	◎	◎	◎		◎	

■計画目標

1. 土壌診断・販売農家数の7割利用達成を目標

□畑作物

●生産の現況と目標

- 現況(令2実績) ・作付面積 1,664 ha(小麦・豆类・てん菜・ばれいしょ・その他雑穀)
- 目標(令8目標) ・作付面積 1,671 ha(小麦・豆类・てん菜・ばれいしょ・その他雑穀)

●畑作全体の生産振興方針

・需要の動向に応じた計画的な生産

消費者及び実需者のニーズを的確にとらえ、JAの畑作物作付指標面積を遵守し、小麦・大豆・小豆・てん菜・ばれいしょの計画的な供給体制を構築する。

・経営の実態に応じた適切な輪作体系を確立

地域の営農条件や個別経営の実態に応じた土づくり(堆肥投入・緑肥の導入)により地力増進を図るとともに、4年以上の輪作パターンを基本とした連作障害対策を推進する。

・土壌診断の推進、排水対策の徹底、体系除草技術の導入

ほ場の徹底した環境整備により収量性向上と生産の安定を確立する。

・安心・安全な畑作物の供給

消費者から信頼を得られる畑作物の生産活動を実施するため、品質向上に取り組むとともに、農業生産工程管理(GAP)の考え方を導入し生産体制の充実を図る。

・地産地消の積極的な取り組み

消費者と生産者とのネットワークづくりにより「顔が見える」を基本として、グリーン・ツーリズムや6次産業化への取り組み、地域児童への食育活動を推進する。

■ 小麦

●生産の現況と目標

○現況(令2実績)・作付面積 542 ha ・単位当たりの収量 407 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 543 ha ・単位当たりの収量 450 kg/10a

●生産振興方針

主力品種を選定し、基本技術の励行等により生産性や品質の向上を図るとともに、縞萎縮病対策品種の導入など地域条件や消費者のニーズに合った品種による用途別生産を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①品種の選定【主力品種に加えて、需要動向に応じた品種の選定】

②輪作体系の確立と土づくり【基本パターンによる輪作の徹底、連作障害対策と土づくりを兼ねた休閑緑肥の導入、堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入に努めるなど】

③抵抗性品種の導入【縞萎縮病対策品種導入についての調査・検討】

④施肥の合理化【品種に応じたは種量・施肥指導の遵守】

⑤除草【輪作を利用した効果的な除草、薬剤使用基準の遵守、種草取りの励行など】

⑥病虫害防除【雪腐病、赤かび病等、病虫害に対するクリーンな総合的防除の実施】

⑦収量・品質の向上【品種特性と気象・土壌条件を見極めた高位平準化の維持】

⑧適期収穫と品質向上【試し刈りによる適期収穫期の判定、倒伏部分等の別刈りによる品質確保など】

⑨施設調製による均一な品質確保と長期保存施設の活用【長期保管による品質劣化を防止して高品質を維持】

■ 豆 類

●生産の現況と目標

◎大豆

○現況(令2実績)・作付面積 536 ha ・単位当たりの収量 216 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 544 ha ・単位当たりの収量 220 kg/10a

◎小豆

○現況(令2実績)・作付面積 192 ha ・単位当たりの収量 225 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 190 ha ・単位当たりの収量 230 kg/10a

●生産振興方針

・大豆

適正な輪作と抵抗性品種の導入でダイズシストセンチュウ対策を図るとともに、需要動向を見据えながら実需者と連携した用途別生産を推進する。

また、施設調製による均一な品質と長期保管を確保し、契約栽培率の向上による安定的な供給先の確保を推進する。

・小豆

実需者ニーズに即した品種を選定し、作付指標面積を遵守しながら、価格(相場)変動に対応できる安定した収量・品質などの生産性向上を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①品種の選定【耐冷、安定多収、病虫害抵抗性を考慮し需要動向に即した品種の選定】

②輪作体系の確立と土づくり【基本パターンによる輪作の徹底、連作障害対策と土づくりを兼ねた休閒緑肥の導入、堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入に努めるなど】

③施肥の合理化【土壌別施肥基準の遵守、前作物の生育状況を勘案した施肥の改善】

④除草【輪作を利用した効果的な除草、薬剤使用基準の遵守、種草取りの励行など】

⑤病虫害防除【輪作・緑肥導入によるダイズシストセンチュウ対策、総合的防除】

⑥収穫・調製【試し刈りによる適期収穫期の判定、倒伏部分の別刈りによる品質確保】

⑦施設調製による均一な品質確保と長期保存施設の活用【長期保管による品質劣化を防止して高品質を維持】

■ てん菜

●生産の現況と目標

○現況(令2実績)・作付面積 291 ha ・単位当たりの収量 5,500 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 283 ha ・単位当たりの収量 6,000 kg/10a

●生産振興方針

製糖業者との連携により、労働力の確保や機械コスト軽減対策、減化学肥料、直播栽培等の低コスト生産の中で糖分向上等の生産性向上を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①**品種の選定**【気象変動、病害発生に対応する優良品種の選定】

②**輪作体系の確立と土づくり**【基本パターンによる輪作の徹底、連作障害対策と土づくりを兼ねた休閑緑肥の導入、堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入に努めるなど】

③**施肥の合理化**【土壌別施肥基準の遵守、適正量の施肥徹底による減化学肥料対策、土壌pHの適正化】

④**早期は種・移植**【風害、クラスト低減の碎土、出芽率向上による栽植本数の確保など】

⑤**病害虫防除**【ヨトウガ、褐斑病の発生予察の徹底、病害虫の総合的防除の実施など】

⑥**収穫・出荷**【製糖業者の輸送計画と連携した共同利用収穫機の作業計画樹立】

▣ ばれいしょ

●生産の現況と目標

○現況(令2実績)・作付面積 91 ha ・単位当たりの収量 3,200 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 96 ha ・単位当たりの収量 3,200 kg/10a

●生産振興方針

栽培技術の高位平準化を図り、生産拡大に向けて消費者ニーズの動向や用途に応じた品種や生産技術の導入により、生産量の増加と販路拡大を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①**品種の選定**【メーカーインを基本に消費者ニーズに即した優良品種の選定など】
- ②**健全な種いもの使用**【無病種いもの使用による種由来の病害虫の発生防止など】
- ③**輪作体系の確立と土づくり**【基本パターンによる輪作の徹底、連作障害対策と土づくりを兼ねた休閑緑肥の導入、堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入に努めるなど】
- ④**施肥の合理化**【土壌pHの適正化、土壌別施肥基準の遵守、適正な窒素施肥の徹底、カルシウム施用による品質向上対策】
- ⑤**適期植え付け**【ほ場の融雪促進、浴光催芽の徹底、適正な栽植密度の確保など】
- ⑥**除草**【輪作による耕種的除草、中耕・培土、薬剤使用基準の遵守、種草取り励行】
- ⑦**病害虫防除**【病害虫発生予察の徹底、そうか病・疫病等の耕種的・総合的防除】
- ⑧**収穫・選果**【茎葉自然枯凋後の収穫体系、掘り残しゼロ目標、共選体制の確立】
- ⑨**保管改善**【収穫後の保管改善による製品率の向上】

③ クリーン農業とそ菜園芸作物のブランド化の推進

消費者は食の安全・安心と品質に対する強い関心を持っており、こうした消費者ニーズに対応した作物の生産・出荷体制が必要です。

特にそ菜園芸においては、青果物集出荷予冷貯蔵施設と農産物集出荷貯蔵施設を活用し、他産地と差別化を図る高付加価値化とブランド化の推進により、本町農産物の販路拡大へとつなげていきます。

また、そ菜園芸作物の中でも、ほうれんそう・イチゴなどのハウス栽培は、その栽培管理技術の向上によって高収益を得られる農作物であることから、今後においても新規参入者の定着に向けた生産推奨作物として奨励していきます。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
土づくりに向けた普及・指導(再掲)	1	◎	◎	◎		◎	
クリーン農業技術の普及	2		◎	◎			

■計画目標

1. 土壌診断・販売農家数の7割利用達成を目標(再掲)
2. 生産履歴の記帳や情報開示システムの整備
3. 地域ブランド化の達成



□そ菜園芸作物

●生産の現況と目標

- 現況(令2実績) ・作付面積 233 ha(ハスカップ・かぼちゃ・ほうれんそう・イチゴほか)
- 目標(令8目標) ・作付面積 258 ha(ハスカップ・かぼちゃ・ほうれんそう・イチゴほか)

●そ菜園芸全体の生産振興方針

・クリーン農業への積極的な取り組みと食に対する安全・安心の確保

生産履歴の記帳と情報開示システムの整備などクリーンな農産物生産振興により安全・安心な生産と出荷体制を整備する。

・重点振興作目の生産拡大とブランド化の推進

本町を代表するハスカップを始めとして、技術指導體制の強化、新品種・新技術の導入、出荷・選果体制の充実強化などにより、かぼちゃ・ブロッコリー・花き・ほうれんそう・イチゴを本町の重点振興作目とし、安定した出荷量の確保と高品質化によるブランド化を図る。

・施設園芸における連作障害対策と土壌診断に基づく適正施肥の推進

土壌消毒やハウス移転等による連作障害対策の徹底と土壌診断に基づく適正施肥の実施により品質の向上と安定した収穫量を確保し、消費者への安定供給を図る。

・消費者ニーズに対応した作物の生産体制を強化

重点振興作物を中心に産地としての体制づくりに取り組み、安心・安全・高品質な産地としての地位を強化する。

・円滑な流通の推進

燃油高騰やドライバー不足などの物流が抱える課題に対して、共同配送やモーダルシフトによる配送など、状況に応じた流通への取り組みを推進する。

■ ハスカップ

●生産の現況と目標

○現況(令2実績)・作付面積 30 ha ・単位当たりの収量 95 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 32 ha ・単位当たりの収量 125 kg/10a

●生産振興方針

ハスカップは、昭和40年代からの保護活動を兼ねた農地への移植から始まり、現在では作付面積および生産量日本一に位置付けられている。

また、自家選抜により2つの品種が農林水産省の品種登録を受けており、これらの栽培面積を拡大するとともに栽培技術指導により生産体制を強化し、主要産地としてのさらなるブランド価値の向上を図る。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①優良品種への更新(作付拡大)の推進【「ゆうしげ」「あつまみらい」の作付拡大に向けた支援】
- ②収穫期間の延長【収穫時期の異なる優良品種の選定と計画的な作付による増産体制づくりへの支援】
- ③施肥の合理化【土壌pHの矯正、完熟堆きゅう肥の施用等有機物資源の投入など】
- ④栽培管理の適正化に向けた栽培技術指導の実施【整枝剪定技術の向上による結実環境づくり、促成栽培技術の研究など】
- ⑤病虫害防除【ほ場巡回の徹底による病虫害発生予察の徹底、総合的な防除の実施など】
- ⑥適正な調整と品質統一規格の順守【糖度や大きさの統一規格によるブランドの維持】

■ かぼちゃ

●生産の現況と目標

○現況(令2実績)・作付面積 106 ha ・単位当たりの収量 1,350 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 126 ha ・単位当たりの収量 1,500 kg/10a

●生産振興方針

輪作体系への位置付けによる作付拡大の推進と、土壌診断などによるクリーン農業の実践を推進するとともに、作業体系の緩和に伴う面積確保と契約販売による維持・拡大を図る。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①**優良品種の導入**【消費者ニーズに即した優良品種の選定】

②**土づくりと施肥の合理化**【堆きゅう肥の基準施肥量に遵守、土壌pHの矯正、土壌別施肥基準の遵守、深耕・心土破碎等による湿害・排水対策などによる健全な草勢維持】

③**栽培管理の適正化**【適正な栽培株数・整枝技術の推進、ミツバチ交配の推進による安定着果など】

④**病虫害防除**【ほ場巡回の徹底による、うどんこ病・つる枯病・斑点細菌病などの病虫害発生予察の徹底、総合的な防除の実施など】

⑤**適正収穫と品質低下防止**【適熟果収穫の励行とキュアリングの実施による高品質出荷など】

■ ブロッコリー

●生産の現況と目標

○現況(令2実績)・作付面積 71 ha ・単位当たりの収量 560 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 71 ha ・単位当たりの収量 700 kg/10a

●生産振興方針

輪作体系への位置付けと土壌診断の普及による収量の拡大を推進するとともに、作付計画を徹底した安定出荷と、共同選果体制を活かした品質の維持・向上により、一層のブランド化を図る。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①継続出荷の推進【計画的な播種による出荷期間の長期化】

②優良品種の導入【夏期栽培の生産量減少に対応する適正品種の選定と導入】

③土づくりと施肥の合理化【堆きゅう肥の基準施肥量に遵守、土壌pHの矯正、土壌別施肥基準の遵守、深耕・心土破碎等による湿害・排水対策など】

④病虫害防除【黒すす病などの病虫害の総合的防除の推進など】

⑤適正収穫と品質低下防止【朝方収穫の励行による栄養成分低下の防止など】

■ 花 き

●生産の現況と目標

○現況(令2実績)・作付面積 2.6 ha ・単位当たりの収量 55,000 本/10a

○目標(令8目標)・作付面積 2.3 ha ・単位当たりの収量 55,000 本/10a

●生産振興方針

消費者・実需者との交流などを通じ、種類・品種・流行色更には香りや美しさ、新鮮で日持ちがするなどの需要動向の把握に努めながら収量拡大を目指し、市況変動に対応できる花き生産体制を作り上げる。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①需要に即した特色ある品種等の選定【需要に即した種類、品種、流行色の選定】

②土壌病害の回避と土づくり【土づくりを兼ねた休閒緑肥の導入、適正な輪作による土壌病害の発生防止、堆きゅう肥の基準施肥量に遵守、深耕・心土破碎等による湿害・排水対策など】

③施肥の合理化【種類・品種に即した施肥基準の遵守、土壌養水分管理の徹底など】

④栽培管理の適正化【受光環境の改善、仕立て法の改善による出荷分散や収量性の向上、換気による温度管理や養水分コントロール技術の向上による生理障害防止・開花調節・しおれや茎軟弱化の防止、適期採花等による鮮度保持など】

⑤病虫害防除【発生ほ場の作物転換やクリーン農業・環境保全に向けた総合的防除】

⑥適正な調製と品質低下防止【統一出荷規格の徹底、予冷処理による鮮度保持など】

■ ほうれんそう

●生産の現況と目標

○現況(令2実績)・作付面積 8 ha ・単位当たりの収量 730 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 10 ha ・単位当たりの収量 730 kg/10a

●生産振興方針

「東いぶり広域ブランド」として、道内外市場からの支持を一層高めていくため作付拡大を推進するとともに、優良品種の導入をはじめとする栽培管理技術の高位平準化、共同選果体制の充実・強化などにより生産量の拡大を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①継続出荷の推進【計画的な播種による出荷期間の長期化】

②優良品種の導入【夏期栽培の生産量減少に対応する適正品種の選定と導入】

③栽培管理の適正化による温暖化対策の推進【ハウス栽培の高温期の発芽障害、立枯病の発生抑制に向けた土壌消毒の実施、遮光による地温上昇の抑制、生育ステージに応じた適正かん水の励行など】

④土づくりと施肥の合理化【堆きゅう肥の基準施肥量に遵守、土壌pHの矯正、土壌別施肥基準の遵守、深耕・心土破碎等による湿害・排水対策など】

⑤病害虫防除【クリーン農業・環境保全に向けた病害虫の総合的防除の推進など】

■ イチゴ

●生産の現況と目標

○現況(令2実績)・作付面積 2 ha ・単位当たりの収量 1,500 kg/10a

○目標(令8目標)・作付面積 4 ha ・単位当たりの収量 1,600 kg/10a

●生産振興方針

優良品種の導入による高位平準化や高設栽培などの技術の導入による労働負担の軽減などを検討し、生産量の拡大を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①適期の苗定植【草勢の安定と着果・肥大の促進】

②優良品種の導入【消費者ニーズに即した優良品種の選定】

③土づくりと施肥の合理化【堆きゅう肥の基準施肥量に遵守、土壌pHの矯正、土壌別施肥基準の遵守、深耕・心土破碎等による湿害・排水対策など】

④栽培管理の適正化【品種特性と草勢に適応した追肥・かん水による上位花房の着果向上、換気システムの整備による着果不良・軟果の防止、訪花昆虫の適正使用など】

⑤病虫害防除【ほ場巡回の徹底による病虫害発生予察の徹底、総合的な防除の実施など】

⑥適正収穫と品質低下防止【適期収穫による食味・品質の向上など】

④ 自給飼料の確保・品質向上と優良畜種育成に向けた酪農・畜産振興

近年の配合飼料価格の高騰などにより、酪農・畜産の生産コストは高止まりが続いており、畜産経営は全般的に厳しい状況となっています。

また、酪農経営においては労働力不足から過重労働が続いており、就労雇用や遊休施設活用、省力化技術の導入、育成牛管理の分業化(外部委託)等の推進も必要です。

このようなことから、草地の更新と畜産クラスター活動等により、粗飼料に加えて濃厚飼料原料を含めた自給飼料の確保と品質向上を図り、生乳生産量の向上や優良畜種の育成推進に努めるとともに、将来的には就農につながるヘルパーの導入施策、コントラクター組織の活用等も行っていきます。

生計の源となる家畜については、疾病や家畜伝染病等の予防が第一であることから、これら疾病や防疫対策の強化を推進します。また、乳牛・肉用牛の生産基盤の強化と生産性の向上を図るため、優良(繁殖)雌牛を確保する遺伝子情報評価や後継牛導入・保留事業を継続実施し、生乳生産量の増産や良質な肉用牛の生産を進めます。

■重点項目

内 容	ス テ ー ジ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
育成牛管理の分業化	1	◎	◎	◎			○
草地更新の普及	1	◎	◎	◎			
畜産クラスター等による自給飼料の確保	1	◎	◎	◎			○
耕畜連携の推進	1	◎	◎	◎			
疾病予防・防疫対策の強化	1	◎	◎	◎			◎
酪農・畜産ヘルパーの育成／確保	1	◎	◎	◎			
後継牛導入・保留事業継続実施	1	◎	◎	○			

■計画目標

1. 草地更新率…14%を目標(現状より50%の増加)
2. 酪農・畜産ヘルパー…1名を目標

□ 酪農

●生産の現況と目標

- 現況(令2実績) ・搾乳牛 373頭 ・生乳生産量 8,526 kg/頭・年
- 目標(令8目標) ・搾乳牛 380頭 ・生乳生産量 9,000 kg/頭・年

●酪農の生産振興方針

・収益の向上

雌雄判別精液の使用により後継牛の計画的な確保を図るとともに、発情兆候の早期発見により空胎期間の短縮を図り、搾乳体制を持続的に安定させて生乳量増産を図り収益の向上を目指す。

・新規就農者や担い手の育成・確保

関係機関・団体等と連携して、酪農ヘルパーや雇用等から発展的に新規就農者となり得る人材を確保し、将来的には離農跡地等の有効活用による経営継承を推進する。また、大規模法人経営や経営支援組織などへの就職といった受入体制の確立に努め、地域の畜産を支える担い手の育成・確保に努める。

・飼養管理技術の向上

繁殖・育成管理技術の向上、疾病予防の徹底を図るとともに、乳牛検定成績に基づく適正な飼料給与設計など、飼養管理の改善を促進する。

・自給粗飼料生産技術の向上

家畜ふん尿の適正な管理を徹底するとともに、土壌還元や計画的な草地更新、施肥の改善、地域に適した草種の作付などにより、生産量の向上を図るとともに高品質な粗飼料を確保する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①乳牛資質の改良【全牛検定の実施等による高能力牛の選抜】
- ②自給粗飼料の生産性向上【堆肥の農地還元、作付面積の確保、草地植生改善、優良品種の導入、適期作業の実施】
- ③乳量・乳成分の向上【乾物摂取量の確保（良質粗飼料の給与）、牛舎改造等による飼養環境の整備（牛床・換気・飼槽・水槽等）、牛舎周辺的环境美化】
- ④搾乳牛の飼養管理改善【乾乳期飼養改善による産褥期疾病の低減と繁殖成績の向上】
- ⑤哺育・育成牛の飼養管理改善【良質初乳の給与、ルーメンの発達を考慮した飼料給与、育成前期の適正な飼料給与による初産分娩月齢の短縮、妊娠期（育成後期）の体格づくりによる初産乳量の向上】
- ⑥疾病予防【定期的な牛舎消毒の実施、呼吸器疾病・下痢予防のためのワクチネーションプログラム】

■ 肉用牛

●生産の現況と目標

- 現況(令2実績)・繁殖雌牛 1,010頭 ・個体販売・肥育牛販売 682頭
- 目標(令8目標)・繁殖雌牛 1,189頭 ・個体販売・肥育牛販売 938頭

●肉用牛の生産振興方針

・新規就農者や担い手の育成・確保

関係機関・団体等と連携して、新規就農者を確保し離農跡地等の有効活用による経営継承を推進する。また、大規模法人経営や経営支援組織などへの就職といった受入体制の確立に努め、地域の畜産を支える担い手の育成・確保に努める。

・繁殖雌牛の計画的な更新

血統が古く、生産性の低下した高齢繁殖雌牛(10歳以上)を計画的に更新し、良質な肉用牛を生産して市場評価を高め経営の向上を図る。

・飼養管理技術の向上

畜舎内外の環境整備や子牛の哺育・育成段階の疾病による事故率の低減を図り、繁殖牛は的確な発情発見と適期授精に努め、肥育牛は肉質の向上に努め、生産性の向上を図る。

・自給粗飼料生産技術の向上

家畜ふん尿の適正な管理を徹底するとともに、土壌還元や計画的な草地更新、施肥の改善などにより、生産量の向上を図るとともに良質な粗飼料を確保する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

- ①優良繁殖牛の確保【発育・産肉能力・泌乳能力の向上と斉一化に向けた和牛改良生産組合の組織的な個体改良、遺伝子情報評価や受精卵移植技術を活用した優良種畜の増殖、老廃牛の積極的なとう汰など】
- ②繁殖雌牛の飼養管理の改善【牛舎の衛生管理など快適な飼養環境づくり、繁殖ステージ・栄養度を考慮した管理の徹底、1年1産を基本に分娩間隔の短縮に向けた制限哺乳や早期離乳等の繁殖機能回復技術の導入など】
- ③子牛の飼養管理の改善【出生子牛の事故率低減に向けた初乳給与の徹底、粉末初乳や高タンパク飼料の適正給与、子牛の定期的な体重・体高チェックの励行による発育管理、防寒防暑対策、下痢や発熱などの早期発見など】
- ④肥育牛の生産改善【肥育技術の向上、初期における粗飼料給与と増体確保、中・後期における増体維持とストレスのない環境づくり、飼料摂取量の確認など】
- ⑤公共牧場の活用【放牧前後の馴致の徹底による環境急変のストレス軽減、計画的な衛生管理の実施など】
- ⑥疾病予防【消毒槽の完備・石灰塗布等衛生的な牛舎環境の改善、牛床・パドックの乾燥化対策、飼養衛生管理基準の遵守、各種ワクチンの実施など】
- ⑦ふん尿処理【クリーン農業・環境保全に向けたふん尿れき汁流失防止、草地還元などリサイクル利用の促進など】
- ⑧自給粗飼料の生産性向上【計画的な草地更新、優良品種の導入、粗飼料分析・土壌分析に基づく肥培管理技術向上】

■ 肉 豚

●生産の現況と目標

- 現況(令2実績)・繁殖豚 543頭・肉豚販売 9,562頭
- 目標(令8目標)・繁殖豚 550頭・肉豚販売 10,000頭

●肉豚の生産振興方針

・飼養農家の減少に対応する養豚経営

高齢化等による飼養農家の減少を踏まえ、飼養管理・経営管理に優れた大規模経営や耕種部門と有機的に結びついている複合経営など、それぞれが優位性を発揮する多様な養豚経営の展開により、生産量の減少を最小限にとどめる。

・消費者ニーズ等に対応した生産の展開

生産から流通・販売までの一貫した衛生水準の向上、特徴ある銘柄豚の生産推進など、消費者ニーズに即した品質・規格の肉豚生産を推進する。

・生産性の向上とコスト低減

能力及び斉一性の高い種豚の利用促進と適正な交雑利用の推進、計画的な交配、飼養管理の改善による高品質豚肉生産を推進する。また、バイオベッド（発酵床）方式の導入など飼養管理の高度化を図る。

・自然循環機能の維持増進

排せつ物の適切な処理と糞がら利用によるリサイクルの推進などにより、耕種農家との連携を深め、耕畜連携型農業を推進する。

●安全・安心・安定生産に向けた生産技術対策

①優良種豚の確保【優良種豚導入による子豚の生産性及び肉豚の資質向上】

②繁殖雌豚の飼養管理の改善【ボディコンディションスコアの活用による母豚の栄養管理の徹底、泌乳能力向上と発情再帰の短縮、発情監視の徹底と人工授精の活用による受胎率の向上、不受胎豚の早期発見、授乳母豚の暑熱対策、自給飼料やほ場副産物の活用による飼料費の節減など】

③子豚の飼養管理の改善【初生子豚の初乳給与と保温・湿度・換気に注意し、適切な飼養管理に努める】

④肥育豚の飼養管理の改善【バイオベッド（発酵床）方式の導入による飼養管理の高度化、週齢単位でのオールイン・オールアウトや性別肥育の導入、月齢に応じた飼料給与、温度・換気量・飼育密度の適正管理、事故率低減と適正月齢体重出荷による上物率の向上、飼養密度の適正化など】

⑤疾病予防【定期的な疾病検査の受診と検査結果に基づく衛生管理プログラムの作成・実行、豚舎の消毒励行と外来者の規制による伝染病の予防、清浄性の高い種豚場からの種豚導入、道外移入におけるオーエスキー病清浄地域から導入、禁止原料が含有していない飼料給与の徹底、定期的なサーベイランス（調査監視）、PED（豚流行性下痢）ワクチンの接種、飼養管理衛生基準の遵守など】

⑥ふん尿処理【クリーン農業・環境保全に向けたふん尿れき汁流失防止、糞がらの有効利用とほ場還元など耕種農家と連携したリサイクル利用の促進など】

⑤ 特産果実のブランド化

本町の特産果実であるハスカップは、厚真町ハスカップブランド化推進協議会のもと、関係者一丸となって生産・加工・販路拡大・PRなど総合的なブランド化戦略に取り組むため、厚真産ハスカップの商標登録とハスカップの機能性表示を抱き合わせた事業展開を進めます。

近年は、新品種の生産が従来品種を上回り、加工向けの出荷が減少傾向にあるため、生産量の拡大を目的として特産果実生産体制強化事業により引き続き在来品種の苗木補助を行い、ハスカップ生産の振興に努めます。

ハスカップは果実皮が薄いため人手による収穫が基本となります。生産者の高齢化が一層進んでいますが、収穫が短期間に集中する特性上、労働力不足を補うための収穫機器の検討や樹園地管理作業機の導入推進により、加工向けの出荷量増加と合わせて持続的に産地を維持していくための生産体制の構築を図る必要があります。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
ハスカップ生産量の拡大推進	1	◎	◎	◎			
ハスカップブランド化推進協議会活動の推進	1	◎	◎	◎			
ハスカップ生出荷体制の確立	1	◎	◎				
厚真産ハスカップ商標登録の推進	1	◎	◎	○			
ハスカップ機能性表示への取組推進	1	◎	◎	○			

■計画目標

1. 地域ブランドの確立・・・地域団体商標、地理的表示保護制度(GI)の登録を目標
2. 機能性表示の推進
3. ハスカップ生産量 40トンを目標

⑥ 6次産業化の推進

農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図りながら積極的に連携し、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進することにより、農産物や食品等の生産・加工・流通過程において価値をつなぎ高めていくバリューチェーンの構築や新たな価値が生まれます。

厚真町においては「おふくろ味噌」がその代表であり、近年は、ハスカップや鶏卵などを利用した加工・直売や農家レストランの経営等の6次産業化も進んでいます。

都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりをもちながら継続していますが、一方で、コロナ禍による新しい生活様式も定着しつつあります。厚真町で産出される米、小麦や大豆等の畑作物、多彩なそ菜園芸作物、更には生乳や牛肉・豚肉・鶏肉等の畜産物といった地域資源を活用した6次産業化はさらに重要性を増しており、市場を意識し、消費者の需要に応じて農産物を生産・供給するマーケットインの発想による新事業の創出や付加価値の向上を支援し、地域の活性化を図ります。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
6次産業化支援事業の展開	1	◎	○	○			

■計画目標

1. 6次産業化事業・新たに2件を目標

3 生産を強化する“システムづくり”の推進

■主な取り組み内容

① 土づくりに向けた施策

本町の基幹産業である農業は、安全で良質な農畜産物を安定的に生産し、多くの消費者に安定供給していく使命を担っています。

そのためには、地力の維持増進を図り、農作物の健全な育成が可能となる土壌を作ることが重要です。

健全な生育をしている農作物は、気象変動や病害虫への対応力が高まるため、肥料や薬剤の使用量の減少が期待され、より一層安全で安定的な食料生産につながります。2021年5月には「みどりの食料システム戦略」が示され、取組を推進していくことが求められています。

現在進めている土壌診断推進事業での実施率は、販売農家戸数で比較すると約5割の実施率で推移していることから、今後も普及・指導を徹底し土壌診断実施率の増進に努め、診断結果に応じた有効な堆肥施用、有機物の活用を推進します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
土づくりに向けた普及・指導	1	◎	◎	◎		◎	
土づくり推進事業への支援	1	◎	◎	○			

■計画目標

1. 土壌診断・販売農家数の7割利用達成を目標(再掲)

② 雇用労働力確保対策

経営規模が拡大する中で、複合経営、そ菜や施設園芸作物では繁忙期を中心に、酪農・畜産などにおいては恒常的に労働力が不足していますが、現状の多くは家族労働や親せき・一時的なパート労働力などでまかなっている状況にあります。しかし、今後は農家戸数の減少による1戸当りの経営面積の拡大が想定される中で、一層の高齢化により家族労働力の減少が危惧されることから、労働力の補完が必要となります。

人材獲得競争が激化する中で、必要な人材を確保するためには、労働時間の管理、休日・休憩の確保、作業の標準化やマニュアル化等のマネジメントの強化など、誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりによる「働き方改革」の推進が必要です。

また、農繁期等における労働力確保のため、通年雇用ができる就労機会が必要となります。そのため、関係機関や団体などと連携し、地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、「地域おこし協力隊インターン」制度や地域事業者が協同して職員を通年で雇用した上で、それぞれの地域事業者へ派遣する仕組み(特定地域づくり事業協同組合制度)を活用した就労機会の創出に努めます。加えて、短期・長期の雇用労働力の受入れに対応できる住宅または宿泊施設の検討・確保も必要であり、労使双方の負担軽減に向けた対策を検討します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
雇用確保に向けた体制の検討	3	◎	◎				
雇用者の住宅または宿泊施設の検討・確保	3	◎	○				

■計画目標

1. 特定地域づくり事業協同組合の検討
2. 地域おこし協力隊インターンの受入推進



③ 経営の法人化と発展

高齢化や担い手不足による農家戸数の減少が進む中、基盤整備とともに地域の中核となる中心的経営体の規模拡大が進み、家族経営の法人化が増加しています。また、高齢化が進み後継者や労働力が不足している地区も増加しており、農地の受け手不足が危惧されることから、法制化が予定される人・農地プランにおいても、農業委員会を中心に農用地利用改善団体や農事組合で話し合い、地区の農地利用を担う経営体のあり方を整理していくことが求められています。

こうしたことから、今後、農地所有適格法人は、さらなる規模拡大とともに共同経営化やコントラクター化により、新規就農者や地域雇用の受け皿、民間企業との連携など、地域社会の活性化や発展に向けた役割を担うことが期待されます。そのために必要な施策を講じながら、優良事例を参考に共同経営を目指す経営を含めた農地所有適格法人の設立を推進します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
共同経営型法人の育成	3	◎	◎	○			
法人化の推進	1	○	○	○	◎		
先進的な法人経営の研修	1	○		○	◎		

■計画目標

1. 農地所有適格法人 現在の19法人から25法人を目標

④ 農業生産基盤整備の推進

令和2年3月に出示された「新たな食料・農業・農村基本計画」では、今後10年間の米政策として、米(米粉用米、飼料用米を除く)の生産目標は平成30年度の775万トンから723万トンに減産し、逆に飼料用米の生産目標を現在の43万トンから70万トンと設定しました。

稲作地帯である本町としては、より一層のコスト縮減と品質向上による競争力の強化が必要であり、そのためには生産基盤の整備が不可欠です。

本町における生産基盤の現状は、農業用水にあっては沢地帯において慢性的な水不足にあり、厚真川本流域にあっても近代化営農に対応した用水が確保されていません。またほ場が未整備の地区にあっては、農地が分散し、区画狭小かつ不整形、用排兼用水路など非効率な営農を強いられている状況にあります。このような中、農業用水の安定供給を図るため厚幌ダムを水源とする基幹水利施設の整備を国営かんがい排水事業により進めており、また農地の大区画化や集積、末端水利施設等の整備を道営ほ場整備事業により進めています。

今後においても、事業費に対する受益者負担の軽減を図りながら生産基盤の整備を推し進めるものとし、国営かんがい排水事業については平成31年度の完成間際に発生した胆振東部地震からの復旧、道営ほ場整備事業については全体計画に対する進捗率を現在の75%から89%へと目指します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
道営ほ場整備事業による総合的・計画的な水田ほ場整備の促進	1	◎	○	○	○	◎	○
国営農業用水再編対策事業勇払東部地区による厚幌ダムからの基幹用水路の整備促進	1	◎	○	○	○	◎	○

■計画目標

1. 勇払東部国営かんがい排水事業復旧年度 令和6年度
2. 道営ほ場整備事業進捗率 89%

【国営農業用水再編対策事業勇払東部地区の建設概要(予定)】

項目	内容	項目	内容
実施調査	平 2～平 11 年度	一 期 地 区	平 12～平 21 年度
工事期間	平 12～31		11,851 百万円
事業費	470 億円	美里頭首工、9区揚水機場、用水路13.8km、排水路3条8.7km	
受益面積	3,224ha	二 期 地 区	平 17～令 8 年度
うち水田	2,866ha		35,149 百万円
うち畑	358ha		厚真ダム改修、本郷揚水機場、厚幌導水路ほか 68.3 km

【道営ほ場整備事業概要】

(令和 2 年度末現在)

No.	地区名	事業名	戸数	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	執行済額 (百万円)	工期
1	朝 日	経営体育成	41	109	1,296.3	1,296.3	H10～15
2	本 郷	経営体育成	45	181	1,686.2	1,686.2	H11～16
3	共 和	経営体育成	28	138	1,534.9	1,534.9	H12～17
4	共和第 2	経営体育成	22	108	683.6	683.6	H13～19
5	吉 野	経営体育成	11	32	404.5	404.5	H13～18
6	高 丘	中山間総合	20	131	1,220.0	1,220.0	H13～16
7	富 野	経営体育成	30	116	770.0	770.0	H14～18
8	厚南第 1	経営体育成	66	242	2,717.0	2,717.0	H15～20
9	豊 丘	中山間総合	22	101	1,182.5	1,182.5	H15～19
10	宇 隆	中山間総合	20	123	1,537.0	1,537.0	H16～21
11	厚南第 2	経営体育成	51	178	2,768.0	2,768.0	H17～22
12	美 里	経営体育成	47	205	2,234.0	2,234.0	H18～23
13	美里第 2	経営体育成	48	167	1,777.0	1,777.0	H19～24
14	軽 舞	経営体育成	41	192	2,403.5	2,403.5	H20～26
15	東 和	経営体育成	43	174	1,912.0	1,912.0	H21～R 元
16	豊 沢	経営体育成	31	143	3,446.0	3,446.0	H22～R 元
17	豊共第 1	経営体育成	38	238	3,041.0	3,041.0	H23～R 元
18	豊共第 2	経営体育成	29	200	3,314.0	3,209.0	H24～R4
19	幌内富里	経営体育成	19	75	1,488.0	1,474.0	H26～R3
20	1区下流	経営体育成	13	35	791.0	724.0	H28～R4
21	1区上流	経営体育成	10	24	632.0	237.0	R 元～R6
22	幌内沢	経営体育成	9	40	958.0	246.0	R2～R7
23	上鹿沼第1	経営体育成	9	45	1,600.0	0	R4～R12
24	上鹿沼第2	経営体育成	8	75	1,600.0	0	R5～R13
25	下鹿沼	経営体育成	27	85	1,800.0	0	R6 以降
26	竜 神	経営体育成	15	51	1,200.0	0	R7 以降
計				3,208	43,996.5	36,503.5	

【厚幌ダムの建設概要】

項目	内容	項目	内容
実施調査	昭 61～平 6 年度	湛 水 面 積	3.03k m ²
工事期間	平 7～29	総 貯 水 容 量	47,400 千m ³
事業費	360 億円	うち有効貯水量	43,100 千m ³
型式	台形 CSG ダム	うち洪水調節容量	7,600 千m ³
堤高	47.2m	うち正常な機能維持	21,300 千m ³
堤頂長	516.0m	うち農業かんがい用水	14,000 千m ³
堤体積	480,500 m ³	うち水道用水	200 千m ³

※負担区分:国 54.6%(19,642 百万円)、道 44.6%(16,070 百万円)、町 0.8%(288 百万円)

※費用割振り:河川 99.2%、水道 0.8%



⑤ 畜産クラスターの推進

道内においては畜産についても高齢化等による離農や後継者不足等を背景に農家戸数や飼養頭数が減少しているとともに、国際情勢の影響により飼料価格等の高騰が続いている状況にあることから、収益性の低迷が課題となっています。

平成27年3月には、JAとまこまい広域管内における畜産クラスター協議会が設立されました。協議会では、畜産農家を始めとして地域に存在するコントラクター等の外部支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携・結集し、地域全体で畜産の収益性を向上させる取り組みを展開しています。

畜産クラスター事業を活用し、個々の生産者の生産力と収益性の向上を進める等、協議会活動の充実を図ります。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
畜産クラスターによる活動支援	1	◎	◎	○			○

⑥ 飼料基盤の充実と良質な粗飼料及び国産濃厚飼料の確保

乳質乳量改善や優良繁殖和牛生産が求められる中で、粗飼料の収量・品質向上が必要となっています。平成 25 年に JA・普及センター等と連携した植生調査においては各ほ場の5割程度が難防除雑草の繁茂により、牧草の収量・品質が低下している状況でした。これまでに、町・JA の支援により草地更新は進みつつありますが、今後も、JA が作成した植生改善マニュアルに沿った草地改良(更新)を継続するために必要な指導と支援を行います。

令和 4 年度からは、厚真町を含む東胆振地域で草地畜産基盤整備事業が実施される予定であり、事業を効果的に活用した飼料基盤の充実を図ります。

また、飼料価格の高騰が続いている中で、国産濃厚飼料に対する需要が増大しています。新たな輪作作物として注目を集める子実用とうもろこしは、耕畜連携の推進にも有効であり、生産コストを抑えた作付の拡大を検討します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
草地植生改善指導	1		◎	◎			
草地の更新支援	1	◎	◎				

■計画目標

1. 草地更新率・・・14%を目標(現状より50%の増加)(再掲)

⑦ 農地の確保と流動化

予想される10年後の農家戸数は、現状から約70戸減少すると見込まれ、その方々が耕作している農地の約480haが何らかの形で今後流動化すると予想されます。

また、令和2年度時点の農地中間管理事業への応募状況は約35件で約500haの借入希望となっており、数字上は出し手と受け手が均衡しています。

一方、地域によっては後継者のUターンが多く、地域内の耕作地が不足するケースも散見されるようになっていきます。

今後は、法制化が予定される人・農地プランにおいて、農業委員会を中心に農用地利用改善団体等の話し合いを進め、農地中間管理事業等による流動化が必要となります。

中心的経営体への農地集積率は令和2年度で90%に迫っており、現状の道営ほ場整備等の基盤整備における農地集約を進めるとともに農用地利用改善団体など地区単位での農用地利活用を基に、地区間の利用調整についても、農業委員会を中心に適正な流動化を進めます。

■重点項目

内 容	ステ ー ジ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
農地の集積・集約に向けた流動化	1	◎			◎	○	
農地中間管理機構との連携	1	◎			◎		
規模拡大や農地集約に向けた支援策の検討	2	◎			◎		

■計画目標

1. 中心的経営体への農地集積率・90%を目標
2. 中心的経営体の農地集約率・50%を目標

⑧ 有害鳥獣被害防止対策の研究／強化

厚真町における有害鳥獣被害は令和2年度で約 3,500 万円となっており、このほとんどがエゾシカによる被害です。

町では平成 18 年より金網フェンスを中心として侵入防止柵を町内に設置し、その総延長は約 270 kmとなりました。胆振東部地震により 41 kmが被害を受けましたが、既に復旧しています。また、個体調整として町内委嘱ハンターによる捕獲も年 800 頭前後で推移しています。

しかし、依然として個体数も多く、また、農業被害も出ていることから、今後も引き続き個体数減少と耕地内侵入を防止するための対策に取り組みながら、地域とハンターが連携したエゾシカ・アライグマの捕獲体制の確立を推進します。

また、町内委嘱ハンターの高齢化も進んでおり、経験の浅いハンターの現場での実践を通じた育成(OJT研修)や、他地域人材の活用など新たな委嘱ハンターの育成手法を検討します。

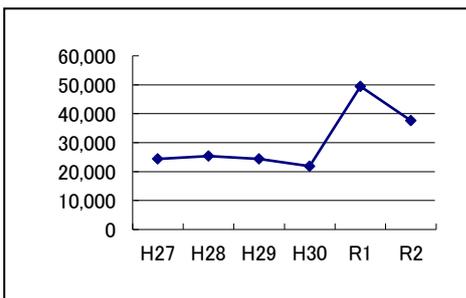
■重点項目

内 容	ステ ー ジ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
委嘱ハンターによるシカ個体調整	1	◎	◎				
耕作地内侵入防止策の推進	1	◎	◎				
囲い罠・くくり罠による鹿柵内駆除の推進	1	◎	○				
アライグマ駆除の推進	1	◎	◎				

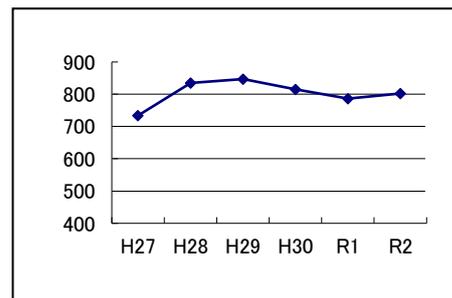
■計画目標

1. 農業被害額の減少
2. 地域とハンターが連携した捕獲 現在1地区から5地区を目標

エゾシカ農業被害額 (単位:千円)



エゾシカ捕獲数 (単位:頭)



⑨ スマート農業の普及推進

厚真町では、平成 28 年度にRTK基地局を設置したことにより、RTK-GNSSによる自動操舵や農業用ドローンの導入が拡大しました。

急速に技術革新が進む中であって、本町における今後の普及推進の方向性を検討するために、本計画の策定にあたり「ICT専門部会」を設け調査・検討を行いました。

現在、実証試験が進められている農作業の自動化・無人化は、近い将来の普及が期待されています。この間にも1戸あたりの経営規模は一層拡大し、農作業のさらなる省力化を推進する必要がありますので、自動操舵に加えて、既に実用化された自動走行技術の活用を支援する等、無人作業化に向けた段階的な技術導入を進めます。

また、令和3年度には町内の光ファイバーの整備が完了し、有線による高速ブロードバンド環境が整います。町内における自営等BWAによる無線通信環境の整備を検討し、段階的に環境制御技術や水田水管理システム等の導入を推進します。有線(光ファイバー)と無線(地域BWA・ローカル5G等)を組み合わせた地域ブロードバンド環境が構築された場合には、スマート農業はもとより防災、健康管理など複数の分野での利活用が期待されます。

国は、コロナ禍の社会にあって急速に進むデジタル化を変革と捉え、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、地方からのデジタルの実装を推進する方針です。厚真町においても、農業分野における新たなデジタル技術の導入へ向けた調査・研究に取り組みます。

■重点項目

内 容	ステ ー ジ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
データ駆動型農業の推進	3	◎	◎	◎			

■計画目標

1. RTK-GNSSガイダンスシステム導入・・・60 台を目標



4 農業を通じた豊かな“地域づくり”の推進

■ 主な取り組み内容

① 都市と農村の交流の推進

農村は、都会では得られない自然や歴史的風土を含めた郷土芸能など様々な憩いと癒しをもたらします。また、農村で作られる漬物などの食材は、風土に合った食材として昔から食されているなど、都会では味わえないものも多くあります。

このような中で、地域集落においては高齢化と担い手不足が生産者意向調査でも大きな問題として現れています。

一方で、農業体験やふるさと納税を契機に、若者を中心に、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域に入りはじめています。

関係人口との関係を段階的に深め、地域資源の魅力の向上や新たな資源の発掘・発信によって、厚真産食材の提供等のグリーン・ツーリズムの推進による都市と農村の交流を充実していきます。

■ 重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
グリーン・ツーリズムの推進	1	◎	○	○			
高齢者の経験を活かしたそ菜・果樹等を中心とした農業経営の継続(もぎたて市・ハスカップ等)	1	○	◎	○			

■ 計画目標

1. グリーン・ツーリズムによる来町者数・・・年間5,000人以上を目標

※参考 グリーン・ツーリズム事業による来町者数(令和2年度)

	ハスカップ狩り	田んぼオーナー	イモ掘り観光	その他	計
人 数	1,500人	200人	350人	50人	2,100人

② 空き家の利活用

地域における空き家は、倒壊の恐れや犯罪、火災発生原因など様々な問題をもたらすことから平成 26 年 11 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されました。

しかし、町内における空き家は再利用可能な住宅も多くあります。

こうしたことから、町が行っている「空き家バンク制度」を活用し、農業を志す新規参入者の居住先として、また、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」の受入れ先としてなどの利活用が期待されています。

特に新規参入者は、就農時に住宅と農地が近接していることが望まれます。そのためには、地域全体で新規参入者を受け入れる環境を醸成し、利活用可能な空き家と地域の農地利用の方向性を合致させることが重要です。

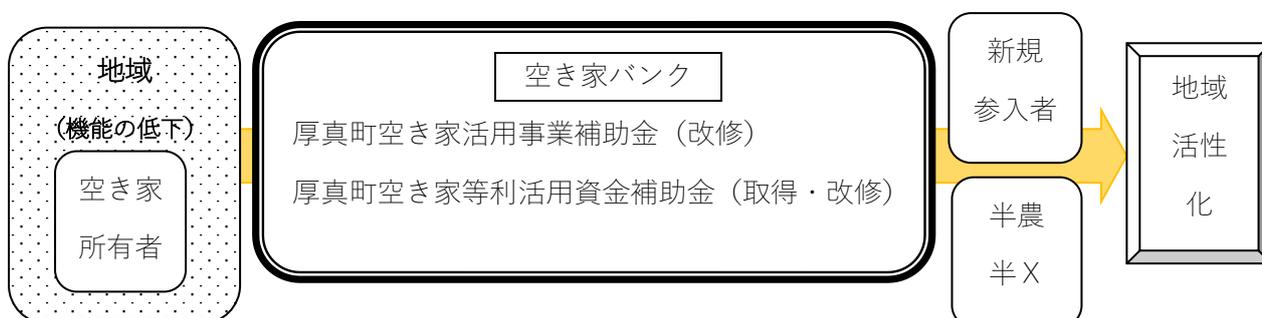
「空き家を求める人材」と「空き家を抱える地域」互いの意向を一致させ、地域の活性化につながる空き家の利活用に向けた取り組みを図ります。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
空き家情報の収集	1	◎	○				
所有者・地域・新規参入者のマッチング推進	1	◎	○	○	◎		

■計画目標

1. 空き家農家住宅の期間内活用達成・・3戸を目標



③ 多面的機能の発揮

農業・農村には、食料の安定供給といった基本的役割に加え、国土や水資源、環境、文化、教育、福祉、健康など、現代社会の様々な課題の解決に貢献する多面的な機能があり、これらの機能への期待は高まっています。このため、条件不利地などの将来にわたる持続的な農業生産活動を可能とする体制整備や社会共通資本である農地や水路の保全管理による農業の多面的機能の維持、増進を図るため、国の施策を活用した取り組みを推進します。

また、町内には整備された用水路があり、この流勢は自然エネルギー資源としての活用も可能となることから、地域景観など田園風景に合った利活用について検討を進めます。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
中山間地域等直接支払交付金の活用	1	◎	◎				
多面的機能支払交付金の活用	1	◎				◎	
用水流勢を活用した田園風景施設の検討	3	○				◎	

④ 重点普及課題の推進

農業改良普及センターでは協同農業普及事業として農業者が農業経営・農家生活に関する有益・実用的な知識を取得・活用できるよう、農業生産技術の向上や農作物品質向上のための技術支援、効率的で安定的な農業経営のための支援、農村生活の改善のための支援などについて巡回指導や相談等により直接農業者に接して技術・知識の普及指導を実施しています。

特に地域が抱える諸課題等については重点普及課題としてモデル地区を選定し、関係機関を交えた課題解決に向けた取り組みを行っており、年次計画として厚真地区内の一集落を選定した活動を計画しています。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
重点普及課題推進計画の作成	1	○	○	◎	○		

■計画目標

1. 町内1地区の選定及び推進

⑤ 営農区の推進と農事組合活動

厚真町には現在 28 の農事組合が存在します。しかし、10 年後を見通した農家戸数は、全体の 60%を超える農事組合で 10 戸以下となることが想定されます。更に、厚真川河川改修や道営ほ場整備事業の展開などによる用排水整備に伴い、用水管理も今までと異なった体系で進むこととなります。胆振東部地震を経て、居住地域を移動せざるを得なかった地域もあり、自治会をはじめ農事組合の管理・活動にも変化が出てきています。

こうしたことから、JAとまこまい広域では、将来に向けた地域の継続を目指し、令和4年から新たに「営農区」による農業者とのつながりを構築し、地域農業の振興を図ることを目指します。

一方で、地域の農業者の活動母体である農事組合の存在意義は、変わることなく重要な位置づけです。自治会の組織として確立された農事組合のシステムを活かしつつ、経営体数が減少する将来に向けては個人のつながりによる営農区活動と棲み分けすることで、新たな形での地域活動を推進します。

■重点項目

内 容	ステ ージ	農業関係機関の役割分担(主◎・協力○)					
		町	JA	普セ	農委	改良	共済
営農区の推進	1	○	◎	○			



厚真町農業担い手育成センター・担い手研修農場 全景（旧富野小学校）



担い手研修農場 高設イチゴ栽培研修ハウス

第4章 5年後の厚真町農業の見通し

1 農業構造の見通し

■ 農業構造の指標

① 農家戸数

第2章の「生産者意向調査等による厚真町農業の主な課題」で取り上げたように、厚真町の現状推移による5年後の農家戸数は260戸と推計されます。これに新規就農者として年間3戸が加わることとし、5年後には15戸の増が見込まれるため総計275戸の農家戸数と推計されます。

また、後継者のいない高齢農家の引退は専業農家の減少につながりますが、規模拡大などにより1種兼業農家から専業農家への移行等、その経営形態の変化が現れるものと見込まれ、目標年度の専業農家は121戸程度、第1種兼業は131戸程度、第2種兼業は23戸程度と予想されます。

② 認定農業者数

本町の認定農業者数は、平成16年度からの産地づくり対策の取り組みや金融措置や税制措置など、国の事業の実施要件となっており大幅に増加しました。

その後の要件の緩和や活用できる国の事業が少ないこと等が理由となり更新時期を機に継続手続きを辞退する傾向にありました。

しかし、平成27年度からは、「米の直接支払交付金」等の施策の重点化により200経営体を超えましたが、今後は農家戸数の減少に伴い緩やかに減少していくことが想定されます。

○ 農家戸数の見通し

区 分	現 況(令和2年)		目 標(令和8年)		指数 (令8/2)
	戸 数	構成比	戸 数	構成比	
農 家 戸 数	286 戸	100.0 %	275 戸	100.0 %	96
専 業	107	37.4	121	44.0	113
兼 第1種兼業	145	50.7	131	47.6	90
別 第2種兼業	34	11.9	23	8.4	68
認 定 農 業 者 数	213	74.5	185	67.3	87

③ 経営規模別農家戸数

農家戸数の減少により、現状から推計すると、5年後の目標年度までに約 26 戸の離農等により120ha 程度の農地が流動化可能面積になるものと見込まれます。この農地は農地中間管理事業制度や農用地利用改善団体の取り組みなど、地域合意によるきめ細かな農地の利用調整により、中心的経営体へ集積され規模拡大が進むと予想されます。

また、農家後継者が期間中に約 20 戸継承することが見込まれますが、この方々は農家後継として引き継がれる方でありますので、計画期間内での農家数の増とは見込んでいません。一方で、新規就農者は、期間中に 15 名が就農することを見込んでおり、蔬菜・園芸等が主体の就農として下限面積要件の 2ha で試算すると 30ha が必要となり、3ha 未満の農家戸数に加算することとなります。

○経営規模別農家戸数の見通し

区 分	現 況(令和 2 年)		目 標(令和 8 年)		指数 (平 8/2)
	戸 数	構成比	戸 数	構成比	
3 ha 未満	62 戸	21.7 %	59 戸	21.5 %	95
3 ~ 5ha	20	7.0	13	4.7	65
5 ~7.5ha	28	9.8	28	10.2	100
7.5~10ha	25	8.7	23	8.4	92
10~20ha	58	20.3	57	20.7	98
20~30ha	52	18.2	51	18.5	98
30ha 以上	41	14.3	44	16.0	107
計	286	100.0	275	100.0	96

④ 農地面積

令和 2 年の厚真町農業経営実態調査では、町内の農地面積は採草地を除き約 4,720ha ですが、今後、震災からの復旧工事等による用地買収などにより、目標年度までに約 10ha の減少が見込まれます。

今後、北部地域で企業畜産による約 30ha の草地整備が見込まれることから、目標年度の農地面積は約 4,740ha となる見通しです。

また、1 戸当たりの経営規模は、令和 7 年には平均で約 18ha 程度に拡大する見通しですが、75 歳未満で 10ha 以上の農地面積を有している中心的経営体と見た場合には 115 戸で、その平均規模面積は約 30ha となっています。

○農地面積の見通し

区 分	現 況(令和 2 年)		目 標(令和 8 年)		指数 (令 8/2)
	面 積	構成比	面 積	構成比	
水 田	3,286 ha	69.6 %	3,277 ha	69.1 %	100
普 通 畑	939	19.9	938	19.8	100
牧 草 地	495	10.5	525	11.1	106
計	4,720	100.0	4,740	100.0	100

2 農業粗生産額の見通し

○耕種生産額の見通し

(単価には所得補償費等を含む)

区分	現況(令和2年)					目標(令和8年)					
	規模 (ha)	単収 (kg/10a)	生産量 (t)	単価 (円/kg)	生産額 (百万円)	規模 (ha)	単収 (kg/10a)	生産量 (t)	単価 (円/kg)	生産額 (百万円)	
水 稻	1,473	515	7,586	226	1714	1,512	540	8,165	220	1,796	
畑 作 物	小 麦	542	407	2,206	166	366	543	450	2,444	170	415
	大 豆	536	216	1,158	254	294	544	220	1,197	255	305
	小 豆	192	225	432	350	151	190	230	437	350	153
	てん菜	291	5,500	16,005	18	288	283	6,000	16,980	20	340
	ばいしょ	91	3,200	2,912	90	262	96	3,200	3,072	90	276
	その他雑穀	12	—	—	—	6	15	—	—	—	9
	計	1,664	—	—	—	1368	1,671	—	—	—	1,499
青 果 物	ほたてんそう	8	730	58	896	52	10	730	73	900	66
	トマト	2	—	—	—	10	2	—	—	—	11
	イチゴ	2	1,500	30	1,564	47	4	1,600	64	1,600	102
	かぼちゃ	106	1,350	1,431	101	145	126	1,500	1,890	150	284
	ブロッコリー	71	560	398	594	236	71	700	497	600	298
	ハスカップ	30	95	29	2,010	57	32	125	40	2,020	81
	花 卉	3	55 千円	1,481 千円	68	97	2	55 千円	1,265 千円	70	89
	その他	11	—	—	—	61	11	—	—	—	70
	計	233	—	—	—	705	258	—	—	—	1,000
飼 料	牧 草	1,061	3,240	34,376	—	—	1,004	3,500	35,140	—	—
	デントコーン	92	3,800	3,496	—	—	90	4,000	3,600	—	—
	子実用コーン	4	400	16	—	—	30	800	240	—	—
	計	1,157	—	—	—	—	1,124	—	—	—	—
緑 肥	188	—	—	—	—	170	—	—	—	—	
その他作物	5	—	—	—	—	5	—	—	—	—	
合 計	4,720	—	—	—	3,788	4,740	—	—	—	4,295	

○畜産生産額の見通し

(プロイラーを除く・生乳単価には所得補償費を含む)

区分	現況(令和2年)推計					目標(令和8年)					
	規模 (頭数)	単収 (kg/頭)	生産量 (t-頭)	単価 (円)	生産額 (百万円)	規模 (頭数)	単収 (kg/頭)	生産量 (t-頭)	単価 (円)	生産額 (百万円)	
乳 用 牛	生 乳	搾乳 373	8,526	3,055	106	324	搾乳 380	9,000	3,420	110	376
	備体販売	—	—	33	—	19	—	—	40	—	20
	計	—	—	—	—	343	—	—	—	—	396
肉 用 牛	備体販売	1,010	—	614	695,000	427	1,189	—	814	700,000	570
	肥育牛	—	—	9	1,000,000	9	—	—	64	1,000,000	64
	老廃牛	—	—	59	300,000	18	—	—	60	300,000	18
	計	—	—	682	—	453	—	—	938	—	652
肉 豚	繁殖	543	—	9,562	41,000	392	550	—	10,000	42,000	420
	老廃	—	—	3	29,000	0	—	—	3	29,000	0
	計	—	—	9,565	—	392	—	—	10,003	—	420
馬	軽種馬	繁殖 9	—	—	—	—	繁殖 9	—	—	—	—
	農耕馬	繁殖 2	—	—	—	—	繁殖 2	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他畜産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	1,188	—	—	—	—	1,468	

○農業粗生産額の見通し

区分	現況(令和2年)推計	目標(令和8年)
農業粗生産額	4,976 (百万円)	5,763(百万円)

3 農業所得の目標

■ 中心的経営体など担い手の農業所得目標

目標年度における農家戸数は 275 戸で、この内、担い手となりうる中心的経営体の1戸当り耕地面積は約 30ha となり、その農家戸数は 115 戸と想定されます。

これらの担い手が目標とする効率的かつ安定的な農業経営の所得水準については、令和 3 年度に見直した本町の「農業経営基盤強化促進基本構想」において定めています。

その目標数値は、本町又は近隣の市町村において既の実現している優良な経営の事例を踏まえ主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる所得水準としています。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の農業所得目標は、中心的経営体の5割と見えています。

【中心的経営体の農業所得目標】

・1 経営体あたり(主たる従事者及び補助従事者)

おおむね 440万円

・農外からの就農者や農家子弟のうち
親から独立した経営を開始する者

おおむね 220万円



付 記

第8次厚真町農業振興計画策定答申書

令和4年3月28日

厚真町農業振興協議会
会長 宮坂尚市朗 様

厚真町農業振興計画策定委員会
委員長 松田伯明

食と農の未来を拓く
～ 活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出 ～

第8次 厚真町農業振興計画（案）について（答申）

当委員会は、令和2年3月26日付で厚真町農業振興協議会において決定された第8次厚真町農業振興計画の策定作業について、現今の農業・農村を取り巻く内外の諸情勢の変化等に鑑み、諸問題を分析・検討の上、本町農業のあり方や推進方向などについて、鋭意協議を進めてきたところであります。

また、この間に策定された「第4次厚真町総合計画（後期計画）」並びに平成30年北海道胆振東部地震の発災に伴う「厚真町復旧・復興計画」との関連性を持った計画としての検討もいたしました。

そうした内容を踏まえ、別紙のとおり『「食」と「農」の未来を拓く = 活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出 = 第8次厚真町農業振興計画（案）』をとりまとめましたので、答申いたします。

なお、町をはじめ、厚真町農業振興協議会を組織する農業関係機関においては、国の新しい農業改革に対応できるたくましい農業経営の育成・確保をはじめ、本計画達成に向けた施策について、英断をもって推進されるよう強く要望いたします。

○第8次厚真町農業振興計画の策定経過

	経 過 概 要	
令和2年 3月26日	農業振興協議会	計画策定の決定、規程の改正
令和2年 12月16日	農業振興協議会	第7次計画の総括、策定委員会の設置決定
令和3年 1月15日	策定委員会候補者推薦依頼	
令和3年 3月1日	第1回計画策定担当者会議	計画策定担当者会議の構成・計画策定方針
令和3年 3月19日	厚真町農業振興協議会会長から計画策定諮問	
令和3年 3月19日	第1回計画策定委員会・専門部会合同会議	計画策定担当者会議の構成・計画策定方針
令和3年 5月6日	第2回計画策定担当者会議	生産者意向調査内容確認等
令和3年 5月27日	第3回計画策定担当者会議【書面協議】	生産者意向調査内容確認等
令和3年 6月8日	第2回計画策定委員会並びに第4回計画策定担当者会議合同会議【書面協議】	生産者意向調査内容確認等
令和3年 6月29日	専門部会先進事例視察研修(第1回)	ロボットトラクタ実践研修
令和3年 7月1日	厚真町農業に関する生産者意向調査実施	
令和3年 7月20日	専門部会先進事例視察研修(第2回)	スマート農業実証プロジェクト視察(南瓜)
令和3年 10月4日	第5回計画策定担当者会議	生産者意向調査集計報告
令和3年 10月25日	第3回計画策定委員会	生産者意向調査集計報告
令和3年 11月15日	専門部会先進事例研修(第3回)	ローカル 5G の実証試験について
令和4年 2月17日	第6回計画策定担当者会議	計画原案の調整・協議
令和4年 2月28日	第4回計画策定委員会	計画原案の調整・協議
令和4年 3月22日	第7回計画策定担当者会議	計画案の調整・協議
令和4年 3月23日	第5回計画策定委員会【書面協議】	計画案の調整・協議
令和4年 3月28日	厚真町農業振興協議会会長へ答申	
令和4年 3月31日	農業振興協議会	第8次計画決定

第8次厚真町農業振興計画の策定に係る ローカル5Gを含めたスマート農業技術の調査報告書

令和4年2月28日

厚真町農業振興計画策定委員会
委員長 松田伯明様

厚真町農業振興計画策定委員会
ICT専門部会 部会長 小泉貴裕

当専門部会は、令和3年3月19日付けで委嘱を受けた第8次厚真町農業振興計画の策定作業について、ローカル5Gを含めたスマート農業技術の先進事例視察・調査を行い、本町農業における技術導入のあり方や推進方向などについて、鋭意協議を進めてきたところであります。

この間の協議内容を踏まえ、下記のとおり取りまとめましたので報告いたします。厚真町農業振興計画策定委員会においては、第8次厚真町農業振興計画の策定にあたり、急速に進む技術革新に対応しつつ、本町農業の発展に向けた課題解決を進めるための一案となることを祈念いたします。

記

1. 生産者意向調査によるスマート農業技術の導入状況と意向

第7次農業振興計画では、「ICT技術の実用化・普及推進の検討」を主な取組目標に掲げ、計画期間中の普及推進に取り組んできました。平成28年度にはRTK基地局を設置し、RTK-GNSSによる自動操舵技術の導入支援事業を開始しました。令和元年度からは、農業用ドローンを支援メニューに追加し事業を活用した導入が進みました。この他に、国は新型コロナウイルス感染症による経営継続支援を講じ、人との接触機会を減らす省力化機械として農業用ドローンが対象となったこともあり、導入がさらに進みました。

令和3年7月に実施した生産者意向調査から導入状況を見ると、事業の効果もあり水稻経営において効果が高い自動操舵（トラクタ・田植機）やドローンの回答が多く、畜産部門では個体行動監視システムが、果樹部門においてもロボット草刈り機が導入されるなど経営形態を問わずスマート農業技術の普及が進んでいることがわかります。

今後の意向を見ると、回答項目全般で導入意向が増加する結果となりました。スマート農業技術が実際に町内の農業者に導入され効果が実感されていることにより、今後も全町へ広がりを見せていくことが想定できます。また、さらなるスマート農業技術の進歩への期待感の現れとも言えます。

2. スマート農業技術の導入方向【提言】

厚真町では、これまでに南北に細長い地域性を活かした多様な農業が行われてきました。北部は山間いの温暖な気候を活かした水稻が多く、南部は平たんで冷涼な気候の下で畑作が中心となっています。

当専門部会は、地域や経営形態が異なる耕種部門の生産者により構成されました。同じ町内・同じ作物であっても生育速度には差があり、作業時期が異なるのと同様に農業者が求めるものも異なるため、スマート農業技術の導入方向についても厚真町として一律の考えではなく、地域に合わせた技術導入を検討することが望ましいと考えます。

これまでに、専門部会では計3回の先進地視察と先進事例講習を行い、厚真町農業の現状と比較検討を行いました。これを踏まえて専門部会として次の4点について提言します。

【提言1】ローカル5Gによる無人作業機の遠隔監視制御の現状と導入の方向性

専門部会では、ロボットトラクタによるほ場内での無人作業の視察および岩見沢市におけるスマート農業の社会実装に向けた取組についての講演を聴講しました。

既に町内で導入が進んでいるRTK-GNSSによる自動操舵は、トラクタの運転操作の必要がなくなることで、作業機の操作に集中することを実現しました。従来の手動操作と比較しても大幅に作業効率が上がり作業時間の短縮が進んでおり、多くの農業者が導入効果を実感しています。

さらに、ロボットトラクタの実用化により、平成29年3月に策定された「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」は、令和2年3月にはロボットトラクタの無人作業に対応する内容に改正されています。これにより、目視できる範囲での無人作業が可能となりました。専門部会でも無人作業の実演を視察しましたが、現時点では、有人作業と比較すると十分な作業速度に達しているとは言えません。しかし、今後さらに経営規模が拡大することが見込まれる中であって、作業の正確性などの機械の優位性とオペレーターを養成しトラクタを運転させる費用を比較すると、トラクタの更新時などにはロボットトラクタの導入は十分に検討の余地があると言えます。

こうした状況を踏まえて、当専門部会の研究テーマのひとつであるローカル5Gの導入について、岩見沢市において取組みが進んでいる社会実装の状況の講演を受けましたが、実証試験を行いながら課題を解決しつつ前進している状況でした。5Gによる大容量高速通信により無人作業機の遠隔操作は実現されているものの、ガイドラインや法制度の整備はこれから進むこととなることや、安全性の更なる確保(農道等の悪路、地図データがない道の走行)、作業機の充実、農家と同等の作業品質の実現などの課題も多く抱えています。世界的にも最先端の技術を駆使し、産官学が連携したコンソーシアムによって実証試験を進めている状況を鑑みて、当町はもとより自治体が単独で導入する段階には至るにはもう少し時間を要することになります。

また、社会実装に向けた課題の一つとして、キャリア5G・ローカル5G基地局のエリアを跨る場合に複数ネットワークを最適活用するための協調型インフラ基盤の整備が求められています。岩見沢市の社会実装試験コンソーシアムのメンバーであるNTTグループでは、次世代コミュニケーション基盤「IOWN(アイオン)^{※1}」の2030年の実用化に向けた整備(IOWN構想)を進めており、遠隔操作を含む超省力化社会の実現を目指しています。岩見沢市の実証試験でもIOWNの技術が導入されており、農業分野の社会実装にとっても欠くことができない技術と言えます。

当町では、全域に光ファイバー網が整備されたことで、地区を選ぶことなくローカル5Gの導入が可能となりました。しかし、農業分野においては未だ実証段階の技術が多いことや、中長期的には6G時代に向けて総務省が進める「Beyond 5G推進戦略^{※2}」に求められる機能の一つであるIOWN構想のような動きが進みつつあります。

これらを踏まえて、計画期間内の方向性としては、2030年に向けて段階的にローカル5Gの導入検討を進めながら、既に実用化された技術導入(ロボットトラクタなど)の普及を進め、社会実装に向けた体制を整えられるよう望みます。

※1 IOWN(アイオン)構想：次世代コミュニケーション基盤の構想。5Gが整備され、大量のIoTデバイスが接続される中で、伝送容量や通信速度が今以上に求められることから、ネットワークから端末まで、できる限り全てに光技術を用いて①低消費電力、高品質・大容量、低遅延、②膨大なデータを活用した将来予測、③あらゆるモノをつなぐデバイスの制御により新しい世界づくりを目指している。

瞬きの間（0.3秒）に2時間の映画を1万本ダウンロード可能（5Gでは3秒で1本可能）。

※2 Beyond 5G推進戦略：5Gの次の世代の通信規格。いわゆる6G。

【提言2】 自営等BWA・ローカル5Gの導入

前述したとおり、ローカル5Gを活用した無人作業機の遠隔監視制御は、実証段階であることを踏まえて、現段階での導入を検討するには時期尚早であるとしたところです。

そこで、ローカル5Gの導入について考えてみます。技術的には当町のように山間地で障害物が多い場合でも導入することは可能であるものの、キャリア5Gが都市部のみで利用できるのと同様にローカル5Gも普及段階であり導入実績が少ない状況です。

導入当初の5Gの構築に当たっては、4Gのインフラを基盤として動作する無線アクセスネットワーク（NSA：Non Stand Alone）構成で運用する技術仕様となっており、その後5Gのみで動作する無線アクセスネットワーク（SA：Stand Alone）構成による運用へと移行することが想定されています。これはローカル5Gの構築に当たっても同様で、地域広帯域移動無線アクセスシステムの帯域を使用した4Gの通信システム（自営等BWA）等を使用することが必要となります。

他業種ではありますが、令和3年11月に北海道電力(株)苫東厚真発電所内においてローカル5Gの運用局免許が付与されています（免許人：北海道総合通信網(株)）。これが北海道において初のローカル5G実用局となりました。

この場合においても、ローカル5G導入の前段として自営等BWA（4G）を導入し、期待された効果を確認した上でローカル5Gへ移行するという段階を踏んでいます。

北海道電力(株)の場合は屋内での運用であるのに対し、農業分野は屋外の運用となるため全く同様に考えることはできませんが、同じ町内での導入事例があることは、今後の農業分野における導入の可能性を示していると言えます。

しかし、北部地域や山あいの農地の周辺は電波環境が脆弱なエリアも多く、既に実用化されているスマート農業技術であっても期待通り動作せず導入できない場合があります。

スマート農業技術の導入推進にはブロードバンド環境の充実が必要不可欠です。自営等BWA（4G）等の導入など段階を踏んだブロードバンド環境の構築を検討されるよう望みます。

【提言3】 地域性を踏まえたスマート農業技術の導入

将来の農地利用を考えた際に、新たな農地造成は計画されていないことから、現在の農地面積を営農面積と考えます。町内を4地域に分けてみると（第7次厚真町農業振興計画の23ページの現状分析に基づく）、北部地域（幌内・富里・高丘・吉野・東和）は、山あいで沢に沿って水田を主に農地が形成されている地域性を持ち、震災後の居所移転に伴い農地と距離がある農業者も増加している状況があることから、普及が進んでいる水田作（水稲専業・水稲野菜複合経営）向けのスマート農業技術と地域ブロードバンド環境の充実が期待されています。また北部地域以外の地域は、水田・畑作・飼料作物が混在しており、1戸あたり経営耕地面積も拡大傾向にあることから、自動操舵技術や自動走行技術の充実が期待されます。

全町的にみると、エゾシカ・ヒグマ・アライグマ等の野生鳥獣による農業被害が継続した課題となっています。駆除を委託するハンターも高齢化が進み、ICTを活用したドローンによる追い払いや生息域調査による効果的な駆除、くくり罠や箱罠による捕獲を推進することでハンター負担を軽減する技術の導入も期待されます。

提言2のブロードバンド環境の構築に併せて、地域事情に応じた技術導入を検討・推進されるよう望みます。

【提言4】通信の横断的な活用

自営等BWAやローカル5Gの導入にあたっては、有線（光ファイバ）と無線（地域BWA・ローカル5G等）を組み合わせた地域ブロードバンド環境として構築されることが想定されます。この場合には、スマート農業はもとより防災、健康管理など複数の分野で利活用することを検討し、農業者にも利用しやすい料金体系となるようにコスト分散を図り整備されるよう望みます。

○ 厚真町農業振興計画策定委員会 ICT専門部会の活動経過

	経 過 概 要
令和3年3月19日	第1回策定委員会・専門部会合同会議
令和3年6月29日	第1回専門部会先進事例視察研修（本別町：北海道立農業大学校） ・ロボットトラクタ実践研修 北海道農政部生産振興局技術普及課
令和3年7月20日	第2回専門部会先進事例視察研修（むかわ町：小坂農園） ・スマート農業実証プロジェクト～南瓜～ 農研機構北海道農業研究センター 寒地野菜水田作研究領域
令和3年11月15日	第3回専門部会先進事例研修（厚真町役場） ・スマート農業セミナー ～北海道におけるスマート農業最前線～ 一般社団法人産学官研究フォーラム ・厚真町のスマート農業技術の導入・活用の方向性について

○厚真町農業振興協議会構成

(令和4年3月31日現在)

役職	構成団体及び役職名	氏名	備考
会長	厚真町長	宮坂尚市朗	
副会長	とまこまい広域農業協同組合 代表理事専務	堀弘幸	
委員	厚真町議会 議長	渡部孝樹	
委員	厚真町農業委員会 会長	小谷和宏	
委員	厚真町土地改良区 理事長	山田英雄 細川隆雄	R3.1.24まで R3.1.25から
委員	みなみ北海道農業共済組合 いぶり地区代表理事	日西善博	
委員	胆振農業改良普及センター 東胆振支所長	斯波肇 菊池義彦	R2.3まで R2.4から
委員	厚真町副町長	西野和博	
委員	厚真町議会 産業建設常任委員長	下司義之	
委員	厚真町農業委員会 会長職務代理	高橋宥悦	
委員	とまこまい広域農業協同組合(地区担当理事)	斉藤義幸	

○厚真町農業振興計画策定委員会構成 (令和3年3月19日～令和4年3月31日)

職名	所属団体及び役職名	氏名	備考
委員長	JAとまこまい広域米生産振興会厚真支部	松田 伯明	
副委員長	厚真町新農業者育成協議会	河村 敏弘	
委員	JAとまこまい広域青年部厚真支部	石井 幸秀	
委員	〃	東川 忠矢	
委員	JAとまこまい広域女性部厚真支部	西村 雪絵	
委員	〃	石橋 実穂子	
委員	JAとまこまい広域米生産振興会厚真支部	熊澤 和明	
委員	JAとまこまい広域畑作振興会厚真支部	工藤 英暢	
委員	〃	荒城 一憲	
委員	JAとまこまい広域そ菜園芸連絡協議会	木戸 正人	
委員	〃	桐木 洋光	
委員	厚真町酪農協議会	佐々木 浩	
委員	〃	山田 澄恵	
委員	厚真町和牛改良生産組合	浅野 美樹	
委員	〃	村田 尚洋	
委員	厚真町農業機械銀行	荒谷 志津夫	
委員	〃	土居 元	
委員	厚真町新農業者育成協議会	畑嶋 賢蔵	
委員	町内農業者(新規参入者)	安達 博司	
委員	〃	角地 涉	

○厚真町農業振興計画策定委員会(専門部会)構成 (令和3年3月19日～令和4年3月31日)

職名	地区名	氏名	備考
部会長	富野	小泉 貴裕	
副部会長	共和	海沼 孝太	
委員	幌内	高橋 健太	
委員	高丘	日西 大介	
委員	宇隆	中田 峻平	
委員	豊沢	大垣 勇人	

厚真町農業振興協議会規程

(設 置)

第1条 本町農業を今後とも着実に発展させるためには、関係機関団体相互の連携協調のもとに、優れた経営感覚と創意あふれる農業者によって、産業として自立し得る農業を確立し、豊かな農村生活の実践と活力ある地域社会を形成する必要がある。このため、本町農業の振興に向けて、総合的な推進を図る厚真町農業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、決定するものとする。

- (1) 農業振興に関する計画樹立及び推進に関すること。
- (2) 農業経営・生産体制の推進対策に関すること。
- (3) 水田農業の構造改革に関すること。
- (4) 農用地の利用に関すること。
- (5) 地力の維持増進に関すること。
- (6) 農業基盤の整備に関すること。
- (7) 農業経営の改善に関すること。
- (8) 営農技術対策に関すること。
- (9) クリーン農業に関すること。
- (10) 農畜産物の需給調整対策に関すること。
- (11) 農畜産物の流通対策に関すること。
- (12) 地域農業の組織化、システム化に関すること。
- (13) 人材の育成に関すること。
- (14) 農村生活文化に関すること。
- (15) 地域農業の活性化に関すること。
- (16) 各関係機関団体相互の連絡提携に関すること。
- (17) その他地域農業の振興に必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、次の関係機関団体の代表者等を委員として組織する。

- (1) 厚真町
 - (2) 厚真町議会
 - (3) 厚真町農業委員会
 - (4) とまこまい広域農業協同組合
 - (5) 厚真町土地改良区
 - (6) みなみ北海道農業共済組合
 - (7) 胆振農業改良普及センター東胆振支所
- 2 必要に応じ、学識経験者を加えることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、それぞれの委員が所属する関係機関団体の職務期間中とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1)会長 厚真町長

(2)副会長 とまこまい広域農業協同組合代表理事専務

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

(策定委員会)

第7条 第2条第1項第1号に掲げる事項に関し、農業生産者等の意見を聴取する組織を設置することができる。

2 組織の名称は、厚真町農業振興計画策定委員会とし、規程は別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、厚真町産業経済課に置く。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に対する報酬及び費用弁償は、委員が所属する関係機関団体がそれぞれ支給する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月21日から施行する。

平成8年3月4日	一部改正
平成12年3月22日	一部改正
平成16年3月29日	一部改正
平成19年3月26日	一部改正
平成21年4月3日	一部改正
平成23年12月9日	一部改正
平成26年4月22日	一部改正
平成31年3月29日	一部改正

厚真町農業振興計画策定委員会規程

(設置)

第1条 厚真町農業振興協議会(以下「協議会」という。)規程第7条の定めるところにより、本町の農業及び地域振興等に関する農業振興計画を樹立するため、厚真町農業振興計画策定委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、協議会規程第2条第1項第1号に掲げる農業振興計画の樹立に関する事項につき、協議会の諮問に対し、これを審議し答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の代表者等を委員として組織する。

- (1) 町内農業目的団体 18名
- 2 必要に応じ、学識経験者を加えることができる。
- 3 必要に応じ、町内農業者を加えることができる。
- 4 委員は協議会長が委嘱する。
- 5 第1項第1号の農業目的団体は別に定める。

(部会)

第4条 委員会に必要な専門部会を置くことができる。

- 2 部会委員は協議会長が指名する。

(任期)

第5条 委員会及び部会(以下「委員会等」という。)の委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第6条 委員会等に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- 2 役員は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会等は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員会等は、原則として委員の過半数の出席により成立する。

(事務局)

第8条 委員会等の事務局は、厚真町産業経済課内に置く。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に対する報酬及び費用弁償は、厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の既定に準じ支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月21日から施行する。

平成11年 7月19日 一部改正

平成16年 8 月6日 一部改正

平成21年 4月 3日 一部改正

平成25年12月21日 一部改正

令和 2年 3月26日 一部改正

別表1(第3条第4項関係)

農業目的団体の指定等		
No.	農業目的団体名	委員数
1	JAとまこまい広域青年部厚真支部	2名
2	JAとまこまい女性部厚真支部	2
3	JAとまこまい広域米生産振興会厚真支部	2
4	JAとまこまい広域畑作振興会厚真支部	2
5	厚真町そ菜園芸振興会	2
6	厚真町酪農協議会	2
7	厚真町和牛生産改良組合	2
8	厚真町農業機械銀行	2
9	厚真町新農業者育成協議会	2
	計	18

食と農の未来を拓く

 **第8次厚真町農業振興計画**

活力とうるおいに満ちた農業・農村の創出

発行 厚真町農業振興協議会
(事務局 厚真町産業経済課)



北海道勇払郡厚真町京町120番地
TEL (0145)27-2419 FAX (0145)27-3944
<http://www.town.atsuma.lg.jp/> nousei@town.atsuma.lg.jp